長者・旅所・政所――神幸祭成立の諸相―

福 原 敏

男

前日社の事例の日社の事例の日社の事例の日社の事例の日本の事例の事例の事例の事例の事例の事例の事例の事例の事例の事例の事例の場合の事例の場合の事例の場合の事例の場合の事例の事例の事例の事例の事例の事例の事例の事例の事例の事例の事例を表現していません。

おわりに長者と祭政

宇治の事例松尾社の事例松尾社の事例

は

じめに

論文要旨

に多い、春の神幸祭を対象に問題を設定する。のようにして形を整えていったのかを課題にする。なかでも、京都府・滋賀県町、のち、本社に還幸する。本稿は、現在定型化している神幸祭がいつ、ど駐輩ののち、本社に還幸する。本稿は、現在定型化している神幸祭がいつ、ど中に間で最も大事な祭の時に、多くの場合、神は御旅所や頭屋家に神幸し、

あった。近畿における中世の開発長者で、長者職を独占・世襲化することによめた。近畿における中世の開発長者で、長者職を独占・世襲化していっが土着し、その土地なりの意味が付与されて祭式も多様化し、民俗化していっが土着し、その土地なりの意味が付与されて祭式も多様化し、大路のおい。 近畿における中世の祭祀形態が伝播することもあったであろう。それが土着し、その土地なりの意味が付与されて祭式を整えた。本稿で論じた以外にも、京・滋の古社は春祭が多い。京・滋を中心とした村落の神幸祭は、中央古も、京・滋の古社は春祭が多い。京・滋を中心とした村落の神幸祭は、中央古も、京・滋の古社は春祭が多い。京・滋を中心とした村落の神奈は、中央古も、京・滋の古社は春祭が多い。京・滋を中心とした村落の神奈は、中央古も、京・滋の古社は春祭が多い。京・滋を中心とした村落の祭政を統べていた事り、祭祀の神主をも神主職として独占・世襲化し、民俗化していっが土着し、その土地なりの意味が付与されて祭式も多様化し、民俗化していったのである。

はじめに

がいつ、どのようにして形を整えていったのかを課題にする。
がいつ、どのようにして形を整えていったのかを課題にする。
くの場合、神は御旅所や頭屋家に神幸し、駐輦ののち、本社に還幸する。
くの場合、神は御旅所や頭屋家に神幸し、駐輦ののち、本社に還幸する。
の出現」が重要視され勝ちであったが、彼はそれとともに祭礼行列といの出現」が重要視され勝ちであったが、彼はそれとともに祭礼行列とい

萩原龍夫もできる。しかし、それ以降の村落の祭祀形態の形成過程がわからない。と臨時のオカリヤがあってアニミズム的に祭が行われていた、と想像はさて、神常在という観念以前の形としては、社殿がなく神聖な一区画

式が最も原型と考えられるからである。 論的には復元が可能のように見える。 聖地中心の段階から、 を吸収して、 かしい。何とならば、 の本質を考えるより、 な変遷を経験している。その大きな変化のプロセスをそのまま語る 現在見られる神幸の諸形態なのである。したがって一応理 新旧の段階がきり離せぬ複合状態をなしているからで 神幸には、 神幸の諸形態の段階を考える方がずっとむず 社殿中心にきりかわるには、 (中略) さまざまの文化的諸要素 原初的な聖地に結びつく神幸 しかしながら(中略) 神社信仰は大き 聖地

の技である。この問題に竹田聴洲は一つの答えを提出している。(3)というように、神幸型祭祀形態を類型的、編年的に理解することは至難

あって、 形をとる理由はここにあるのである。常在所から臨時の祭場に示現 頭屋制をとらない場合は御旅所であって、 なければならない。その別の場所が神宿・仮屋としての頭屋であり、 祭りの本義に照らして、神社とは別の場所に神を迎えて祭りを行わ 方に、社殿が発生して神がそこに常在するかのように考えられると 複雑化したのである。 殿のような神常在の印象を唆るものが現われたため、 有信仰の基本的な観念であって、仏教などの影響から、後に常設社 略)神は祭りのときだけに臨御(示現)するというこの考えは、 殿というものはなく、神は祭場に常在するものでもなかった。 式を複雑にしているのはなぜであろうか。 祭を神社でしないで別に祭場を設け、わざわざ神の臨御を仰いで祭 祭場に臨御しなければならない。 は土地によって異なるが、いずれにしても神は一方の神宿から中心 頭屋制では一つの村氏神に神社と頭屋の二つの神宿(祭場) するのが神の遊幸・渡御であり、終って帰るのが、 とは祭場に神の示現を請うて行うべきものとする観念が存在する一 (中略)また御旅所も頭屋もなく、 神輿の渡御 村の祭儀の中心が二つの内のどちらに置かれているか (中略) (中略)神は祭場とは別の所に常在し、 は神の遊幸・還幸にほかなら 頭屋が祭祀代表であるにしても、 御輿が氏子区域を巡幸するだけと 神祭が必ず遊幸・渡御の (中略)神社にはもと社 還幸・お帰りで 祭りの方式が がある 争 固

夜に宵宮祭があり、

それは本来御旅所・頭屋に顕現した神が神社へ渡

お旅の神事が行われるところでは、本祭の

原田敏明によると、(5)

の原型と考えられる。 の原型と考えられる。

現在京都府・滋賀県を中心に、神社より頭屋(御旅所)への神幸、頭鬼在京都府・滋賀県を中心に、神社より頭屋(御旅所)より神社への還幸という春祭形態が定型化している。祭にたってオハケが立てられ、壇築がされ、精進潔斎が行われ、神が頭屋へお旅し、短期間頭屋で奉斎され、祭当日に頭屋が神霊を捧持して本社へ送る形式をとるところが多い。竹田は、本来は御旅所・頭屋にこそ氏神が奉斎され、祭の時のみ本社に神幸する形、頭屋(御旅所)より神社へのお渡りこそ祭の本義であるという。そして、常頭屋制の同族神祭祀へのお渡りこそ祭の本義であるという。そして、常頭屋制の同族神祭祀へのお渡りこそ祭の本義であるという。そして、常頭屋制の同族神祭祀へのお渡りこそ祭の本義であるという変遷を想定し、現在は同族本のお渡りこそ祭の本義であるというを選を想定し、現在は同族本のお渡りこそ祭の本義であるというを選を制度が対応して変異を持たいるという説である。

御する行事であるという。その渡御が 昼間 に なる と、宵宮祭が「お渡

り」「奉幣」と変化したという。

いう所もあるが、その中でもある特定の家に立寄る、

休息する、

神

以上より、頭屋祭祀、神幸祭祀の観念上の変遷として次の三つが想定

できよう。

神は祭の時のみ御旅所・頭屋において顕現し、神社に渡る

一年中神を頭屋に奉斎し、祭当日のみ神社に渡り、頭渡しで次の頭屋

が神を奉斎する

・神は神社に常在し、祭の日に御旅所・頭屋に渡る

それでは頭屋(旅所)への神幸という祭祀形態はいつ、いかにして形

成されたのか。各地で自然発生的に生まれ、同じように発展段階的に進

化したのであろうか。

程を考えなければならない。

程を考えなければならない。

本されば芸能や祭祀形態は宮廷や畿内大寺社において(もちろん大陸からの間接輸入を含めて)形成され、各地に伝播し、民俗化した、という考の間接輸入を含めて)形成され、各地に伝播し、民俗化した、という考の間接輸入を含めて)形成され、各地に伝播し、民俗化した、という考の間接輸入を含めて)形成され、各地に伝播し、民俗化した、という考の間接輸入を含めて)形成され、各地に伝播し、民俗化した、という考の間接輸入を含めて)

その際一つの示唆を与えてくれるのは瀬田勝哉の「中世祇園会の一考を畿内大寺社の祭をもとに類型化しなければならない時期だと思われる。代に興った民俗学によって蓄積されているので、現在はその出発点の姿格地に伝播して民俗化した祭礼についての情報は、近世の地誌類や近

大政所と称していた事例をあげて次のような見通しをたてている。旅所以外にも、松尾神社・大山崎離宮八幡宮・近江日吉神社の御旅所を復の祭礼研究に生かされることなく現在に至っている。瀬田が提出したみならず、日本祭礼史の根幹に関わる着想・構想を含んでいるが、そのみならず、日本祭礼史の根幹に関わる着想・構想を含んでいるが、その

・大政所には長者がいた

・大政所は各社の祭礼そのものに深く関わっていた

• 大政所は神を迎える在地側のセンターともなっていた

・大政所は御供調進をする場でもあった

性格を帯びていた・大政所には宮座的なものの存在が想定されそれを構成する者が長者的

このように発言している。 (9) 大政所に特殊性を認めているようである。この点に関して、原田敏明が、瀬田は各社の大政所についてはこれ以上追求することはなかったが、

膳所にあったことも注意すべきである。また大山崎の離宮八幡の脇要氏子が四条鳥丸の大政所であることや、日吉山王の政所が大津のはどといわれたものは、よく政治の庁と考えられてきたが、しかしなどといわれたものは、よく政治の庁と考えられてきたが、しかしなどといわれたものは、よく政治の庁と考えられてきたが、しかしなどといわれたものは、よく政治の庁と考えられてきたが、しかしなどといわれたものは、よく政治の庁とある。また大山崎の離宮八幡の脇野氏神社は村のものであって、個人の信仰に基づくものでないために、氏神社は村のものであって、個人の信仰に基づくものでないために、氏神社は村のものであって、個人の信仰に基づくものでないために、

 子地域であったことを物語ると同時に、また離宮八幡と石清水との 変所の違いがわからない。
 政所の違いがわからない。
 女がの違いがわからない。
 女があったことを物語ると同時に、また離宮八幡と石清水との をする日本的祭祀王権論を考える素材をも提供するが、原田の論からは とする日本的祭祀王権論を考える素材をも提供するが、原田の論からは とする日本的祭祀王権論を考える素材をも提供するが、原田の論からは

でも、京都府・滋賀を中心とする春の神幸祭成立の問題を追求してみたい。検討し、長者の司祭的な機能を考え合わせることにより、近畿地方のなか本稿では、祭礼における御旅所(大政所・政所)を具体的事例に沿って

註

(1)『日本の祭』一九四一年。

(2) 「祭り方」『日本民俗学大系』第八巻信仰と民俗、一九五九年

六七頁(3)「神の祭―村及び家との関係」高取正男との共著『日本人の信仰』六三~

(4) 同右。

(5) 「祭りの日と時」『日本民俗学大系』第八巻信仰と民俗、一九五九年。

告』第四五集、一九九二年。(6)「祭礼を飾るもの―一つ物の成立と伝播―」『国立歴史民俗博物館研究報

(7) 例えば萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』| 九六二年、高牧實『宮座 と村

に政所があったのは、もともと大山崎の地が石清水八幡の主要な氏

落の祭』一九八六年

- (8)『日本史研究』二〇〇号、一九七九年。
- (9) 「村の祭祀の社会性」『村の祭祀』一九七五年、七五頁。

祇園社の事例

あり、 は別名大政所井とも称し、その神輿が大政所井とよばれていたところか 基の神輿の内、大宮(牛頭天王)・八王子の二基が六月七日の神輿迎え、 町西頰、 丸小路に囲まれた方一町の敷地をもっていた。『中昔京師地図』や『中 であり、感神院政所とも称され、五条坊門と高辻小路、 元亨三年(一三二三)二月一〇日に記された『社家条々記録』円融天皇条。 古京師内外地図』には、「感神院御旅所祇園旅所」「祇園旅所感神院」と って四条寺町(現下京区御旅宮本町)に移転する以前の祇園祭の御旅所 四日の御霊会(還幸)までの七日間滞在する御旅所である。牛頭天王 まず大政所と祇園会の創始説話に関する中世史料を三つ提示しておく。 祇園社の大政所旅所とは、天正一九年(一五九一)豊臣秀吉の命によ 大政所ももと大政所井、井戸であったという説も立てられている。 現在の下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町東頰、 句天神町北頰にあたる。祇園会に際しては、祇園社から出た三(2) 上柳町南頰、 東洞院大路と鳥 高橋

圓融院,可延曆寺別院云々、以此宜近來自山門令管領當社、以外參差沙汰也、一個融院,天延二年戊三月十七日、祇園祉內本堂、被成山門別院、宜云、以寬慶寺

天延二年六月十四日、被始行御靈會、卽被寄附高辻東洞院方四町於旅所之敷

"祇園社記』第二三巻「大政所之記」。自天延二自保元《百八十三年、自保元二至于元亨三年百六十七年也也、号大政所、當社一円進止神領也、

丸、顕友、助正、助次、友次、友正、友延、友吉、友助、助氏、助重、助直、助貞、亀寿

永享三年(一四三一)九月一四日『御前落居記録』。(5)

らねばならない。 事秘抄』同日条にも、 日条には感神院で「走馬并勅楽東遊御幣等」 を奉ったとあり、『年中行 『二十二社註式』には、「天禄元年(九七〇―福原註)六月十四 があるのだが、この説話を探るためには、 於感神院被奉走馬、 に祇園会が創始されたことが想定できる。その背景として前記助正説話 それでは、 自今年行之」とあり、『日本紀略』天延三年(九七五)六月一五 祇園会の成立について検討してみよう。 勅楽、東遊、依去年疱瘡事也。」 とあり、 この時期 「祇園御霊会始、被献楽人走馬也。」、「公家自今年、 祇園社の創始の問題に立ち入 室町後 期 Ħ 成 始 攻 御 の

頃に求められよう。 屋を移したものであるという。 『東大寺雑集録』 平四年 (九三四) 『日本紀略』には延長四年 る。 とから、祇園社の創始時期(信仰の成立ではなく、 うのは、 に記された修行僧は南都興福寺僧の円如で、「天神堂」 は大和春日の水 祇園社の創始に関しては数説あるが、私は一○世紀前半の説にたつ。 ところで、 六月一四日の祇園御霊会と同じ日に興福寺僧が神の垂迹をみるとい 貞観一八年 (八七六) (天つ神) 鎌倉期における社家による付会であろう。 『日本紀略』 天徳三年 が垂迹したとして一堂を建立したという記述に根拠があ は建立を承平四年と記し、 六月二六日条に修行僧による堂宇の建立が記される。 貞観創始説は『社家条々記録』「当社草創の根元」 六月一四日南都円如上人が東山山麓祇園林に (九二六) 六月二六日条、『一代要記』には承 草創期の祇園社が興福寺を本寺としたこ (九五九)三月一三日条によると、 同書によれば『日本紀略』 神殿の創始)はこの

> ともに興福寺を本寺とする祇園社と清水寺との間に争いが生じた。 を予想している。 実としては一町家を有するほどの財力をそなえていた」俗体の助正像に(タロ) 認された」山門を背景にする人々であった、と推測できる。 御旅所敷地を寄進するかわりに、 鎮守から平安京の神への転換でもあった。助正説話を奉ずる人々、 別院となり、 注目すべきは『社家条々記録』の記述のされ方に象徴されているように 本紀略』は天延二年五月七日条に、 限定付であり、助正に仮託した「真の寄附者」に留保された権限の存在 よって想像するより手はない。 的にいかなる人々であったかは、「中下級官人クラスでありながら、 奏聞を駆使して朝廷に働きかけ、 いは助正説話に仮託する人々は、 の末寺、 れたとある。それは感神院の南都系寺院より、王城鎮護をほこる延暦寺 に重なるのである。『社家条々記録』には、 天延二年三月一七日に山門 天延二年助正による祇園会草創伝承は、祇園社感神院の天台改宗の年号 に記し、『天台座主記』ではそれを天元二年(九七九)のこととする。 祇園社は興福寺を離れて、天台宗延暦寺派に帰し、その消息を 天台の神への転換を意味するのである。そして、それは八坂郷 同年六月一四日に御霊会が始行され、大政所敷地が寄付さ 瀬田は、 神主職を補任される関係を朝廷から公 牛頭天王を自宅に迎え祭り、 祇園「本社の所司と提携しつつ、 『祇園社記録』 は同年三月一七日条 この御旅所敷地寄進が当初か それが具体 祇園社に ある この 二日

右記』 興福寺側は以後も祇園社の支配権を主張して紛争は再燃しか 天永四年(一一一三) 四月六日条に「祇薗者、 本御寺末寺也、 け、 中 近

後、

た理由でもある。とっては、天台の神としての由緒を祇園会で喧伝しなければならなかっとっては、天台の神としての由緒を祇園会で喧伝しなければならなかっにおける天延二年神顕現の主張の意味が増すのであり、助正側の人々ににおける天延二年神顕現の主張の意味が増すのであり、助正側の人々に代為山僧被奪取也」と興福寺側の主張を記し、『長秋記』 同年四月九日代為山僧被奪取也」と興福寺側の主張を記し、『長秋記』 同年四月九日

主座に還幸するというその証にほかならない。
主座に還幸するというその証にほかならない。
主座に還幸するというその証にほかならない。
生座に還幸するというその証にほかならない。
生座に還幸するというその証にほかならない。
生座に還幸するというその証にほかならない。

列に由緒を記した木札がお渡りするのであった。 大政所成立の由緒は祇園会において江戸時代まで命脈を保ち、還幸行

『祇園社本縁録』(幕末成立)にはこのように記される。

トスーを選ぶるでは、「では、「では、「では、「では、」、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、」では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、 関融院御宇天延二年五月晦日霊夢ノ告アリ當社ノ神高辻東洞院秦助正居宅ニ廿 圓融院御宇天延二年五月晦日霊夢ノ告アリ當社ノ神高辻東洞院秦助正居宅ニ廿

ノ由来ヲ書タル札ナリ常ハ御旅所ニ納置ケリ當時祭禮ニ持トコロノ札ノ外ニ又今六月祭禮ニ長六尺幅七寸ノ板ニ文字百二十一字書テ錦ヲ以テ包タルハ此神託

與利出御玉文(板ニ書以ュ錦包之名目ニ謂於多麻也)此年ヨリ起レリ御旅所棚守助正ガ子孫十代計アリテ其後絶タリ六月祭禮御旅所一枚御旅所ノ内陣ニ札アリ六月祭禮ニ七日ヨリ御旅所へ神輿ヲ渡御セシムルハ

以下一二一文字の玉文が記されている。

写した『祇園社年中行事』にこのように記されている。(4)(4)との一二一文字の札は、文化一一年(一八一四)三月江戸為之蔵が書

十四日(中略)

御神幸 (中略)

御式札後円融院帝良翰紫地金

御式札文曰

寸五歩也(朱) 祇園御板ト云カ長八尺劔頭ノ先ヨリ下タ全体ノ長サナリ、上劔頭幅八寸也下幅六

祇園大明神

天延二季年六月七日感神院政所

朱) 式一本ヲ以テ朱ニテ校ス

上ル町大善院ナリ 素襖一人 騎馬御旅所社役人ヨリ出助正宅ハ今烏丸高辻 素襖一人 騎馬児子冠ニ黒装束神殿ト云:

ほぼ『社家条々記録』 と同じ文言である。『祇園御祭礼行烈之図』図(5)

木札をもって行列に加わったものと思われる。

1にも、

「御式札」が描かれ、

祇園会還幸には大政所より、

錦に包んだ

という事実にこそ重要な意味があったのである。 天台改宗と結びついた天延二年創始という由緒が毎年更新されていく

大政所の三つの旅所巡りをしてい

る_{[6} 五味文彦は院政期には御旅所参りが慣例となっていることを実証して さて、 神輿が遷座している期間の旅所は在地民の参詣で賑わ いを示し、

禄二年(一二二六)六月八日条では、 その上、 旅所巡りという習俗まで生じた可能性もあ 中納言藤原頼資が Ď, 少 『民経』 将井 記 京 嘉 極

八日、天晴、入 參祇園旅所事 參此月末云 ~ 、 旅所、 東洞院、 次參大政所、 奉幣如常、 烏丸也、 更深更歸家、 人、 盛家・重村、(藤原) (藤原) 入夜中納言殿祇園旅所御參、 今日祇園御輿迎也、 先參少將井、 東洞院也、奉幣如常、冷泉 入夜月色朧 御 2二兩、 給析同參完一兩因房、 世 兩中 次參京極 納言殿、

図2には、 政所絵図 夫が指摘したように秦助正であろう。 に絵解きされたものであり、この最上部左右に「天延二年」(右方)、 ፲፲ [期成立の「祇園社大政所絵図」図2はそのような御旅所参りの 三体の本地仏に向かって拝んでいる男がおり、 助正調之」と後世 (江戸時代であろう) に書き込まれてい 御旅所参りの折には、 これは徳田和 助正 御旅 大 . る。 際 所

案[8 ところで、 に見出している。 瀬田は大政所世襲神主が有した諸権利を 「松寿 丸 注 進 状

開創譚が天台改宗の歴史ともに繰り返し絵解きされたものであろう。

紙端陰面ニ云 松寿丸所進 斎藤加賀状永享三九十五尋候時 已下虫揖

大政所四町々

一売物買 一小袖座 土貢七貫文年一度 老衆方勢多判官知行

、土貢五貫文、古てと号

執行当知行

一年 標一度 編度 座度 土實五百文 無主 直 垂之腰聖道ヲヒ公事

座 土貢壱貫文

一御幣料 百五十貫文 今者七十貫執行請取也

已上

び御幣料一五〇貫文 大政所四町町の地子等の収納権利、 (三百貫文=祇園会 商業座の支配による座公事銭、 「馬上料足」全額の半分)がそ 及

自 また、 権利なのであった。 主的に馬上を差す権限をもち、 瀬田は大政所神主が祇園会の神事頭役制=馬上役制にお 馬上料足を取得してこれを御旅所での い

て、

 σ

祇園会の中心的機能を担っていたと喝破したのである。

神事遂行の費用ともしていることから、

神社側よりも御旅所神主こそ

さらに瀬田は大政所の変質を以下のように論じたのである。

四年 義満 進 の 社の内部で、 れ つめられ it 主導のもとに山門の影響力を弱めつつ祇園社を再編した。 元来天台座主―別当・目代 0 (一三九七) 祇園社を山門より幕府に引き寄せる義満の山門対策とも呼応して 御師職をバックに、 た。 つい 社務執行顕深の時、 には大政所神主職の権利を世襲神主家から奪っ に 応永四年以降、 至徳一 (山門直属) 年 社僧の中から宝寿院をうみ出した。 (一三八五) 大政所は の命令系統に属してい 「社家の出張機関」とな に大政所敷地を、 顕深は将軍 、た祇園 応永 そ そ

一転させられたことは先述した通りである。 降 応仁の乱を経て、 大政所自体が豊臣秀吉の都市計画のなか で、

たのである。

園会鉾行列の先頭を行く象徴という意味以上に、長刀鉾―三条小鍛冶宗 の間、 園社大政所絵図」の大政所の上部図2に長刀鉾が描かれているのも、 長刀を錦の包みに包んだまま諸人に拝戴させることになっている。 願意をも代表する。 りその加護によって治癒した、その奉謝のため鍛造したという伝承と交 伝承がある。宗近作の長刀とは秦助正の娘が疫病に罹った際祇園社に祈 刀鉾長刀相伝、三条小鍛冶宗近之作也、 もに鉾町会所に戻っていく。この長刀は『日次記事』六月七日条に「長 丸通りを南下し、仏光寺下ル大政所町に今は形ばかり残った 悪 王 子 長刀鉾の稚児は「御手洗井戸開きの儀式」に立ち合って手水を使う。そ 旧六月六日には井戸の水を替え、七日から一四日までこれを開いて手洗 に松竹を建て注連を張り、三台の三方に粽・青瓜・乾魚・神酒を供える。 ていた。現在でもふだんは用いない井戸を七月一五日の朝開扉して左右(ミヒ) 辻で打つ太鼓の音を聞くとともに井戸の蓋をするという儀礼も伝承され いとした。昔は一四日の還幸に、烏丸四条の辻に神輿が通りかかった時、 手洗御戸開き」と一六日の「大政所神剣拝戴」がある。旧大政所の御手 洗井は中世に参詣人が手水に用いた井戸で、御旅所が移った近世以降も (スサノオの荒魂)まで至り、その社前に長刀を安置して拝礼する。 随行してきた囃子方は賑やかに祇園囃子をはやし、再び稚児とと 疫除けの効験著しいというので鉾頭にも用いられ、山鉾巡行の 唐櫃に納められた長刀鉾の鉾頭、長刀一口を供人に担がせて烏 それのみならず、「御手洗御戸開き」の翌一六日中、 民間患瘧者戴此則病癒」という 一祇 祇 そ 社

近―助正娘―大政所といらイメージ連鎖が絵師をして描かしめたのであ

ろう。

ところで、現在まで続いている祇園祭の行事として七月一五日の「御

洗御戸開き」や「大政所神剣拝戴」の行事によって命脈を保っているの 式札」は加わらないが、 助正一族因縁の場の記憶を象徴する。 旧大政所の跡地に明治維新まで蜘蛛塚が残っていた事実は、(タイ) 大政所と助正一族との結びつきの記憶は 現在還幸行列に大政所開創の「御 大政所と

註

である。

- 1 『京都市の地名』一九七九年
- 2
- 4 3 二〇〇、一九七九年)において、本史料は何かの一部引用要約で、その現 瀬田勝哉は「中世祇園会の一考察―馬上制をめぐって―」(『日本史研究』 松前健「祇園天王信仰の源流」『京の社―神々と祭り』一九八五年。
- 5 東京大学史料編纂所蔵写本。瀬田前掲「中世祗園会の一考察」より引用

文書を南北朝末・室町初期の成立とする。

- 7 6 同右二四頁。 前掲「中世祇園会の一考察―馬上制をめぐって―」二三頁。
- (8) これを八坂郷鎮守を祀る高麗人より賀茂・松尾・稲荷を祀る秦氏一族へ の転換、司祭者の転換という見方もできよう。
- 9 前掲「中世祇園会の一考察―馬上制をめぐって―」二四頁。
- $\widehat{\underbrace{10}}$ 同右二五頁。
- $\widehat{11}$
- 天文一九年(一五五〇)六月一一日条に「祇園大政所御湯立有之云々、」 があげられている。湯立は「祇園社大政所絵図」にも描かれ、 岡見正雄・佐竹昭広編『標註洛中洛外図屛風上杉本』には『言継卿記』 徳田和夫は

いる。(『絵語りと物語り』一九九〇年) 『祇園社記』第二三「大政所之記」に御湯立て太夫職の補任状を指摘して

- 『八坂誌』乾、一九〇三年。
- 『日本祭礼行事集成』巻三、一九七〇年
- 前掲『絵語りと物語り』。
- 「馬長と馬上」 『院政期社会の研究』 一九八四年。
- 伝承」と指摘している。瀬田説のほうがこの伝承の機能を反映しているよ 祇園会の一考察―馬上制をめぐって―」において「これは当時世間周知の 絵解きが行われると論ずる。(『絵語りと物語り』)しかし、 瀬田が「中世 他者はしるよしもない。この図像の意味するところには及ばない」から、 うに思われる。 徳田は助正大政所開創譚を「知るのは祇園社関係の者たちだけであり、
- 「祇園社記続録第一」『八坂神社記録』
- 19 前掲「中世祇園会の一考察―馬上制をめぐって―」
- 20 同右。
- $\widehat{21}$ 同右。
- 園祭』 一九七六年。 柴田実「祇園祭の諸行事」祇園祭編纂委員会・祇園祭山鉾連合会編『祇
- 23 松前前掲「祇園天王信仰の源流」。
- 前掲『京都市の地名』。

日吉社の事例

ず、 的神事たる未日の神事をおこなっている。」と指摘している。 そこで先 瀬田は 瀬田にならって山王祭未日神事の祭場である日吉の大政所を検討し 「日吉社の場合も御旅所を『大政所』と呼んで、日吉祭の中核

てみよう。

磐座信仰として『古事記』にも登場し、この産土神大山咋神を祭神とす られる。景山春樹は、この二つの異なる祭祀発生形態が四月中の申の日(2) の三輪明神を勧請し、大宮(大比叡)として主神の座を奪った、と伝え 称する。小比叡とよばれる牛尾山(八王子山)の神奈備山(神体山)は を中心の四日間にわたる山王祭にも反映しているとする。 る二宮(小比叡)は里宮にあたる地主神であった。のち天智天皇が大和 七社は、西本宮・東本宮・宇佐宮・三宮・牛尾宮・白山姫宮・樹下宮と 七社を中心に、中七社・下七社の山王二一社が成立していた。 中世日吉社は大宮・二宮・聖真子・三宮・八王子・客人・十禅師の上 景山の論を図 現在の上

式にするとこのようになる。

大山咋神=地主神=小比叡神=二宮・三宮・八王子・十禅師 | 午 未の神事

そして、氏は前者に古層の原始信仰を論じた。

大己貴命=三輪系=大比叡神=大宮・聖真子・客人

申

酉の神事

さて、現在の山王祭は以下のように行われる。(4)

社殿へ二基の神輿をかつぎあげ安置する。四月一二日まで毎夕神輿に献 三月一日の「神輿上げ」は東本宮の奥宮にあたる牛尾山の頂上にある

灯。

三日に大津市京町の天孫神社 三月二七・二八日頃境内から長さ三メートルの大榊を切り出 (四宮) に捧持する。

四月

四月一二日夜に牛尾山頂上の社殿から神輿を甲冑に身を固めた武者の

る。

け声勇ましく先を競いながら群衆をかき分けて西本宮へ向から。 を上げるのを合図にいっせいに神輿をかつぎあげ壇上から飛び下り、 ず大政所の壇で駕輿丁が神輿を激しく上下に振ったあと、神輿の前で獅 供」を献ずる。 つては祇園社宮司)が子供用の玩具・人形を含む独自の神 饌 「未 の このあと四基の神輿の前で京都室町仏光寺の山王町日吉神社関係者(か 色布に結ばれた造花の大指物をもった青年たちが長い参道を練り歩く。 ここで神輿に対して新茶が献じられる。午後一時から参道で 華 や か な 翌一三日には神輿四基が大政所(宵宮場)とよばれる御旅所に移される。 は東本宮の拝殿で神輿の後ろ(轅)を互いに差し違えたよりな形で安置 ろには鈴縄が付けられ、 警固の中、 し、「シリツナギの御供」が献ぜられ、「御生れ」の祝詞が奏上される。 「花渡り式」があり、 続いて田楽法師による「綾織り」の曲が奏上される。 山麓までの急坂をかつぎ下ろす荘重な行事がある。 夕刻から大政所で最も勇壮な「宵宮落し」が始まる。 青年たちに警固された甲胄武者姿の稚児を先頭に、 前は長い青竹で押さえながら進む。二基の神輿 そのあと扇 神輿の後 御 か ま

が大和の三輪明神を勧請した途次、大榊を四宮社に一時留めた由緒によするが、江戸時代には一千人にのぼる大行列であった。これは天智天皇天孫神社より日吉社へ還御する「大榊神事」で、現在はトラックを利用行われる。のち、四月三日に大津の天孫神社に渡御した大榊と幸の鉾が、幣を奉納、座主が本殿大床までのぼり読経するという神仏習合の行事が一四日西本宮の本殿で日吉大社宮司の献幣のあと、延暦寺僧が五色の一四日西本宮の本殿で日吉大社宮司の献幣のあと、延暦寺僧が五色の

(5) に松明の光をもとに参道を進み西本宮へと還御する。 に松明の光をもとに参道を進み西本宮へと還御する。 に松明の光をもとに参道を進み西本宮へと還御する。 に松明の光をもとに参道を進み西本宮へと還御する。 に松明の光をもとに参道を進み西本宮へと還御する。 に松明の光をもとに参道を進み西本宮へと還御する。 (5)

前半の山王祭の次第を記しておこう。次に貞享五年(一六八八)成立の『日吉山王祭禮新記』より江戸時代

〔三月末〕 山門山内に立つ大榊を切り、飯室道の広芝松まで出してお〔二月中申日〕 八王子・三宮の神輿を山上まで舁き上げる。

す。〔三月晦日〕 広芝において榊に献饌・祝詞。のち榊を大宮社東方に移

が大榊の御迎えに来る。同日作道を経て大津四宮に渡御。 〔四月三日〕 大津四宮より四宮生得神人一人、松本平野明神神人一人

納辻・二宮橋北に各二本)に精進竹を立てる。この七ヵ所は上古の鳥居六ヵ所(唐崎鳥居跡・下坂本両社辻・比叡辻若宮前・大鳥居跡・馬場収幣がある。大政所の御鉾を撤して鳥居の代わりに精進竹二本を立て、他幣がある。大政所の御鉾を撤して鳥居の代わりに精進竹二本を立て、他の神輿を舁き下ろし二宮の拝殿に渡御する。のち神輿に洗米を供し、奉〔四月午日〕 八王子祭礼で午神事と称す。八王子山より八王子と三宮

の跡である。

大宮方、政所方各々三〇人ばかりが甲冑を着して警固する。王子と三宮神輿を加えて四社神輿。卯神事が行われ、二宮の祭礼である。〔四月未日〕 二宮神輿・十禅師神輿を政所に遷す。山から下ろした八

えられている。札板の銘は左の如し。 早朝座主が加持を行っ(貫主が簾の内から加持する)ている間、未御 中朝座主が加持を行っ(貫主が簾の内から加持する)ている間、未御 といる。札板の銘は左の如し。 見述宮仕が手殿に昇り四人一度に祝言し、のち二宮の祢宜が祇園宮仕持参 の祢宜が拝殿に昇り四人一度に祝言し、のち二宮の祢宜が祇園宮仕持参 の神室二宮神輿に奉幣する。この幣には錦袋に入った三尺程の札板が添 の幣を二宮神輿に奉幣する。この幣には錦袋に入った三尺程の札板が添 の幣を二宮神輿に奉幣する。この幣には錦袋に入った三尺程の札板が添 の幣を二宮神輿に奉幣する。この幣には錦袋に入った三尺程の札板が添 の幣を二宮神輿に奉幣する。この幣には錦袋に入った三尺程の札板が添 の幣を二宮神輿に奉幣する。この幣には錦袋に入った三尺程の札板が添 の幣を二宮神輿に奉幣する。この幣には錦袋に入った三尺程の札板が添 の幣を二宮神輿に奉幣する。この幣には錦袋に入った三尺程の札板が添

札板銘

東知默、 日吉社 未日 右方榊人 貞享五年東知默、

基に提灯を差し上げる。の神輿は大宮拝殿まで神幸し、七社一所に列立する。公人は惣合鳥居のの神輿は大宮拝殿まで神幸し、七社一所に列立する。公人は惣合鳥居のの轅を持つ(これを駕輿丁の表張りという)。獅子舞・田楽の後、四社に持参する。警固の公人が太刀を捧持して政所に参集し、二人ずつ神輿に持参する。警固の公人が太刀を捧持して政所の御膳を大宮の宝殿

[四月申日]

大榊神事:午刻、大津四宮・松本平野明神・粟津五所社の神人が供奉

神人)の順である。この四宮神人が捧持する禮板の銘は左の如しである。内各番出仕)・総角児童一人・神人二人(大津四宮神人・松本平野明神素襖五〇人・四宮神人・幸鉾・大榊人夫・衣冠神人一人(膳所五所明神して大榊を坂本の榊宮に渡御図3。その行列次第は、御幣・宮仕三人・

─ 貞享五戊辰年四月十八日 日吉御祭禮 惣政所 左方生得 長者

人;河次四宫神人木村左近著,袴屑衣,為,路次;行列警固衞也,先御幣,持之次宫仕三人著,襖衣,帯,太刃;召寻自次素襖五十艘板銘

社御鉾七基・七社太鼓・七社之神子(中鳥居まで供奉)・社家二人(一 鐘を打ち念仏を唱える。大宮の船は比叡辻村若宮の汀に着す。 られる。 を奏しており、屋形では猿面をつけた三人の芸能者の滑稽な所作が演じ た御供船より四九膳の粟津の御供を海に落とす。その時、 船に移し、大宮の船まで、粟津の年寄役が持参する。 を止める図4。すでに湖上に待機していた粟津御供船から、 ―神輿道―両社辻を経、七本柳で乗船する。唐崎の四五町ばかり南で船 人は大鳥居まで一人は乗船し唐崎に至る。)・宮仕一人。 神幸の順路は、惣合鳥居―馬場中鳥居―石占井―古里井―明良―作道 唐崎神幸:申刻、 神輿を仮屋に入れる。 御供の奉献が終わると、 本社より唐崎神幸。 御供船にかざる幣帛を海に投げ入れる。 その供奉次第は、 素絹五条で蔽われ 神馬七疋・七 御供船は音楽 大幣帛を小 本社に帰

山王祭の構成について、景山春樹は

山宮=三宮・八王子

里宮=二宮・十禅師

と考え、午神事は山宮の神輿二基が里宮と降塩し、男女二宝の融合(6)(6) 田宮=大政所(中七社の王子宮〔二宮の摂社〕の境内)

から里へ神霊を迎え、生産と豊穣を祈る農耕儀礼である、と論じる。って若宮の生誕を形どる神事と解釈する。そして、午・未神事は春に山宮」=御旅所=大政所に移し、特殊神饌(未御供)を供し夜の祭儀によって若宮の誕生を現す儀礼で、未神事は里宮の二宮 系神 輿四 基を「田と考え、午神事は山宮の神輿二基が里宮に降臨し、男女二柱の融合によ

ここで山王祭を整理しておくとこのようになる。

午・未神事=二宮系=ミアレ・農耕+京都の未神人

〒神事 =大宮系=鎮座の再現・反復

大榊神事=大津四宮~坂本榊宮~本社に還幸

点になっていた祇園の大政所のイメージとは違う。ここに至って日吉社それは参詣曼荼羅が絵解きされ、大政所詣りがなされ在地の人との接触吉社の神域であり、祭祀が祀職や神人のなかで完結しているのである。このようにみると、午・未神事の大政所はあくまでも図5のごとき日このようにみると、午・未神事の大政所はあくまでも図5のごとき日

 の神人組織に目を転ずる必要が迫られてくる。

山本は貞応二年(一二三三)成立『耀天記』の大宮鎮座縁起のプロッ

を次のように抽出する。

- この地(日吉社地)に渡御された。()大宮の神は、欽明天皇の御宇に大和国(三輪)に垂迹し、天智天皇の御宇に
- の船に乗り、唐崎の琴御館宇志麿の所まで送ってもらった。()俗形貴人体の神は大和から大津の八柳浜に渡御すると西浦の「田中恒世」(『オポラッキ』)
- 4) この寺以来田中亘世が申こ案の卸料と棒状するという習、ようこ至らまでって毎年祭の時に私が出御する際には必ず供御の飯を奉るように、と勅した。(3)その時恒世は「粟の飯」で神をもてなしたので神は、汝は私の「神人』とな
- 「できつけった」では、これでは、これでは、これでは、これでは、これである。(う)さて恒世の舟によって唐崎へ到着した神は、宇志麿の船にお乗りになり宇変ることがない。それゆえに今の「大津の神人」はこの恒世の末裔である。(4)この時以来田中恒世が神に粟の御料を奉献するという習いは今に至るまで(4)この時以来田中恒世が神に粟の御料を奉献するという習いは今に至るまで(4)
- の貴人を神と知った。 志麿の館の大きな樹の稍に船を懸けるという奇瑞を顕したので、字志麿はそ⑤ さて恒世の舟によって唐崎へ到着した神は、字志麿の船にお乗りになり字
- という姓を与えた。(⑥)そこで神は、「汝は私の『氏人』となって社務を執行するように」と「祝部)
- 8) かの存法響まのらこ山ド土(山木大明申)として見られてば、見圧の上引ったのでそこに宝殿を建てて神を奉斎した。これが現在の大宮の宝殿である。に」と勅したので宇志麿が尋ねゆくと枌楡を結んだ地(波止土濃=橋殿)があっつ、 また神は「西北の勝地に草を結んだ所を目印として社殿を建立するよう
- は彼の子孫である。(8)かの宇志麿はのちに山末社(山末大明神)として祀られたが、現在の社司ら

山本による本文抽出をあげておこう。対し『山家要略記』は『耀天記』とは異なる説話を伝えており、これもまでの先導と運搬という二つが主要なモチーフである、という。これに成大宮鎮座縁起に田中恒世による三輪明神に対する粟の飯の饗応と唐崎氏は大宮鎮座縁起に田中恒世説話と唐崎の琴御館宇志麿説話を指摘し、

- ① 時ニ湖上ニニ艘ノ漁舟有リ 一人田中恒世
- ② 神人示シテ曰ク「吾ニ済飢ノ饌ヲ献ゼムヤ」恒世答ヘテ曰ク「用意セズ。

チ覆盆子ノ葉ニ入レテ之ヲ献ズ。 但シ黄揚ノ小笥ノ中ニ粟ノ飯有リ。未ダ己ヲ穢サズ。 上分ヲ献ズ可シ。」即

- 即チ漁舟ヲ棹シテ孤松ノ下ニ至ル。(3)神人ハ之ヲ聞食ス。復示シテ曰ク「汝我ヲシテ辛崎ノ松ノ下ニ送レ」。恒世
- 年卯月中ノ申ニ此ノ松ノ下ニ幸シテ汝カ志ヲ報ゼム」。(4)重ネテ示シテ曰ク。「汝カ子孫ハ吾眷属ト為リテ烝嘗ノ礼典ヲ司ドレ。

毎

⑤ 晴光、恒世共二天智天皇ノ生魚ノ供御人也。同ク生得ノ神人ナリ。

『耀天記』では田中恒世の子孫を大津の神人とするが、『山家要略記』

に起因する大比叡神の鎮座過程の復演である、と論じた。 という二つの神幸(=御幸)という形態が中核となるのは、縁起の性格論じた。そして、山王祭の申日神事に大榊神幸と唐崎神幸(栗津の御供)という二つの神幸(=御幸)という形態が中核となるのは、縁起の性を伝承が流入し、遊幸する天皇像こそ大宮縁起の主要モチーフである、とはのから、近幸する天皇像こそ大宮縁起の主要モチーフである、とはのが流入し、遊幸する天皇像こそ大宮縁起の主要モチーフである、とはは田中恒世と天ノ晴光の二人を「生得の神人」としており、中世には

大津神人は天喜四年(一〇五六)に姿をみせる。
大津神人は天喜四年(一〇五六)に姿をみせる。

大津神人の形成を概観しなければならない。一一世紀後半以降天皇家
進の体制は一二~一三世紀に大きな変化をとげたが、その背景には天皇
進の体制は一二~一三世紀に大きな変化をとげたが、その背景には天皇家
と競合してこれを神人として組織しようとする諸社の活発な動きがあり、

延暦寺と日吉社の大津浦支配は土地支配から発するものでなく、日吉

られ、「中右記」 永久二年(一一一四)三月一二日条には日吉駕輿丁神社の祭礼に奉仕する日吉神人として住民を組織・編成していく形で進め

人として大津神人の名がみえる。

大津浜住人の分割支配体制が確立していた。は、山門分・寺門分の大津浜住人がそれぞれ存在していたことが知られ、住人もその渦中に巻き込まれ、『中右記』 永久二年(一一一四)六月に一一世紀後半頃より延暦寺と園城寺の対立が顕在化するに伴い大津浦

大路に、山門分の大津浜住人によって鳥居が建てられたが園城寺によっ保安元年(一一二〇)には後三条天皇の日吉行幸の際に広げられた新

る。 て破却されるなど、(ユ) 大津浦における山門分・寺門分の争いがみえはじめ

西浦に展開していく。 「当社領大津ノ東浦ノ神人」と山門領としての大津東浦の形成が確認さ 『宮寺縁事抄』 寺門領西浦の成立もこの頃で、後の大津九保(本所庭田家)の東・ 保安二年 (一一二一) 六月九日「日吉社宛宣旨」 に は

突の事件がみえ、 時の座主から神人を「語取」られそうになったのを、 る」。例えば、永治年中(一一四一~二)には、「時座主変値に、盆(3) 大政所仮屋間敷、 しておらず、「専ら社家との人身的隷属関係が彼らを神人たらしめ て この時期の神人は中世の座の特質である自主的な横の結合は未だ成立 鎌倉期には山門・寺門の抗争が激しく、『華頂要略』 建保三年(一二 同天福元年(一二三三)四月二二日条にも山門と寺門の武力衝 園城寺衆徒が粟津東濱に押し寄せ神人などの屋三○宇を焼 神人少々被語取之、雖然下地者社家一円進止之、」と、(4) 山門領=東浦と粟津、 寺門領=西浦であることがわか 社家が止めている。

川や山上町付近に想定する説がある図6。 島の関付近)となる。 賀南郡内大津東浦」とみえ、東浦は現大津市街の中央湖辺(浜大津から 貞応二年(一二三三)六月四日の「平国時田地売券」には「近江国志(ロ) 西浦に関してはその北西の大津市長等の湖辺尾花

ところで、 世紀以降「大津御厩」の存在が知られ春冬の日吉大宮大般若経読経 一二世紀の摂関家の年中行事を記す「執政所抄」によると、

> の際の費用に同御厩の地子があてられている。「大津御厩」 永暦元年(一一六〇)八月の「近江国某厩住人等解」にこのようにある。(m) については、

モ浦長者ニモ、 子以下政所御勤無其□之上、依爲四至一圓之御領也、 「^{爾カ}) 當御厩者、一年四度御祭、正月以後八度□祭役勤仕之外、更不叶他役、是御地(綯カ) 乍隨所役、 申不隨之由者、可蒙東西楞嚴護法天等山王七社冥罸 若以前社役之外、社司:

永暦元年八月

住人等口

同所は地子以下の政所所役を勤仕する摂関家の四至一円所領であった

僧坊を焼いた。 事場泥棒を試み長者丸の在家に乱入し、 徒が三井寺領西浦を焼き、 て山門方に矢を射かけて事件は拡大した。日吉祭見物にきていた山門衆 者丸の住宅に放火、焼失させた。この騒動の最中、三井寺の下法師が火 大津西浦から三井寺の加勢が現れ、 人の刃傷に及んだ。神人を傷つけられた山門は日吉の公人を派遣して長 山門と寺門の武力衝突に発展したことが詳細に記されている。 者は既住民を駆使する立場にあった。さてこの浦長者の足跡を追うと、 祭礼用の馬を引き出す所役を勤仕する日吉神人でもあった。また、 にもかかわらず、その住民は日吉社司や浦長者に従って日吉祭の祭祀に (一四日) に唐崎で大津東浦長者丸と日吉神人が闘争に及んだことから 「非農業民集団の居住する散所の長者」という説もあり、彼は多くの神(タン) 『後鳥羽院宸記』建保二年(一二一四)四月一五・六日条に日吉祭の日 寺門衆徒は逆に山門領東浦に攻め寄せ、 新宮の辺りで合戦に及び、山門衆徒は三井寺 大江のあたりで三井寺衆徒と合流し 山門の下法師と喧嘩になった。 その在家に放火 長者丸は

大惨事となった。 した。そこで山門衆徒は再び三井寺に押し寄せ、 三井寺を焼くという一

神人、もともと大津に住みついていた神人を意味し、神人が神示現の由 所・長者という木札をもち祭礼に参加している。生得とは大津生まれの 榊神幸の際に出るものであるが、大津四宮神人は左方生得神 人 で 惣 政 まで山王祭の中に埋め込まれているのである図7・8。 づいていた。それのみならず、この長者の記憶は江戸時代、はては現在 日吉社の祭を勤仕すべく組織されていたことがわかり、長者の系譜はつ おける式札と同じものであろう。 仁治二年 (一二四一) 「法橋某奉書」にも、(B) 聖伝を「生得左方 長者」として誇示するもので、 大津神人が長者を中心に 先述した木札は 先述した祇園に

記されている。 栗津の供御人は唐崎に船を進めて栗飯を献進する習わしがあったことが は が四月祭礼の一切を取り仕切ったとある。『官国幣社特殊神事総覧』 より申日まで榊が滯在する御旅所である。『康宮記』 享徳四年(一四五 道名目類聚抄』には榊奉斎によって大津を「日吉ノ第一ノ神人」とし、 五)閏八月二八日条には、 「生得ノ神人」と称するために祭礼の「総政所」を置いて「生得ノ神人」 「児本」に村中の百姓が集まり、斎服の点検や役職の割り当てなどを行 「四宮の神官元惣政所の職に預りたる由緒を以てなり」とある。ここ 山門領東浦には神人の根拠地である大津四宮があり、 以前は四宮で集会したので「惣政所」とも称したとある。(9) 『日吉山王御神役一件由来』には、 山王祭で大津惣政所に神輿が往還する途次、 日吉祭の七日前には 四月三日 「神 ĸ

> 弘長二年(一二六二)に鎌倉へ往復した時の旅日記『関東往還記』 から判断すると御旅所である大津四宮には惣(総)政所が置かれていた ると、四宮馬場より船に乗っている。 と文明期(一四六九~八七)に現在地に移ったという。西大寺の叡尊が 成立の大津町絵図には、 のである。この四宮は現在の天孫神社であるが、享徳二年 長者は四宮・馬場・松本あたりに居住していたものと思われる。 葦原沼東手の湖辺に四宮社がみえ、 四宮馬場とは打出浜の浜辺であり (一四五三) 社伝による

以上、とりあえず以下のことを確認しておきたい。

大津東浦=四宮=左方生得神人=長者(浦長者の系譜)=山門領=祭

田義貞が園城寺攻めの際に「大津ノ西ノ浦、松本ノ宿」に火をかける件 『太平記』巻一五に、 建武三年(一三三六)正月一六日北畠顕家・ 新 であるという。これはどのように理解したらよいのであろうか

しかし、『耀天記』 によると田中恒世は寺門領である大津西浦の

漁

礼に惣政所

紹介している。 社は今平野神社内に遷座したという。 た可能性があるのである。 浦・西浦という地域呼称とは別に松本は栗津からみて西浦と称されてい 西浦と認識していた可能性もある。 がある。もちろん、軍記物という性格もあるが、中世においては松本= へ入る東の岸にかつて恒世神社があり、 田中恒世は大津西浦松本の漁師で、 『近江輿地志略』松本村の項には、 山門・寺門の対立を前提 に また、 湖上往還の船を守ったが、 豊田武はこのような縁起を 恒世の子孫は恒世の 恒川が l 恒世 た東

生地松本と膳所・馬場の地にひろがり、

三五家の地士として日吉の神事

窺える。

る。 みる田中恒世は大津西浦=松本の漁師であったと理解すべきなのであの一九家と称するものとともに祭事に奉仕した、 という。『耀天記』にに預かった。そのほか、神家衆と称する一二家が膳所にあり、松本馬場

また、天正一〇年(一五八二)成立の『日吉山王秘密社参次第記』に(2)

おいては、

恒世=左方神人=粟津浦

晴光 = 右方神人 = 大津西浦

山門領粟津・松本の供御人=日吉生得神人なのであった。して日吉社の由緒を語り、商売上の特権を得、特殊神役を勤仕するのは、神人であるという伝承を反映している。すなわち、恒世・晴光像に仮託り、『山家要略』にいう、 田中恒世も天野晴光も生魚の供御人、生得のり、『山家要略』にいう、 田中恒世も天野晴光も生魚の供御人、生得のとあり、山本ひろ子は伝承上の二人の神人の始祖を左方・右方に充当さとあり、山本ひろ子は伝承上の二人の神人の始祖を左方・右方に充当さ

四宮に据え置く。このように祭礼における東浦・栗津・松本の繋がりも月三日には四宮神人が松本の平野明神の神人とともに榊を迎えに行き、神役一件由来』には、栗津の御供とともに調進する御幣は、児本の精進が惣政所として祭の会所のごとき中心センターとなった。『日吉山 王御が独政所として祭の会所のごとき中心センターとなった。『日吉山 王御大津生得神人(東浦・栗津・松本)は、日吉祭に四宮惣政所に結集し

御供を勤める義務があった。 栗津五箇庄のうち中庄が日吉社兼延暦寺東塔院領であった関係から、栗津五箇庄にそれぞれ日吉社が勧請され(図6)、五箇庄住民は早くから栗津五箇庄にそれぞれ日吉社が勧請され(図6)、五箇庄住民は早くから栗津五箇庄のうち中庄が日吉社兼延暦寺東塔院領であった関係から、栗津五箇庄のうち中庄が日吉社兼延暦寺東塔院領であった関係から、

供御人」である。 供御人」である。 (2) 内膳司に訴えている。『山家要略』言うところの粟津・西浦の「生魚の内膳司に訴えている。『山家要略』言うところの粟津・西浦の「生魚の内膳司に訴えている。『山家要略』言うところの粟津・西浦の「生魚の内膳司に訴えている。『山家要略』言うところの粟津・西浦の「生魚の内膳司に訴えている。『山家要略』言うところの粟津・西浦の「生魚の内膳司に訴えている。『山家要略』言うところの粟津・西浦の「生魚の大津九保の内、「はゝまつもと」とあるように馬場と一緒と認識されて大津九保の内、「はゝまつもと」とあるように馬場と一緒と認識されて大津九保の内、「はゝまつと」とあるようにある。

いたことが指摘されている。

総称であり、神人集団は山王祭において神役を負っている。(榊元)、粟津庄の神人(御供元)及び松本の神人(児元)の神人集団の繰り返すが、大津生得の神人とは大津の四宮神社を拠点とする 神人

日定家は山王祭について、このように記している。で参加している。『明月記』によると、 正治元年(一一九九)四月二三神人一人が、松本の児本からは赤い装束を身に着けた総角の児が乗馬姿四宮神人は榊神幸を勤仕し、申日の榊還幸には栗津五所社より衣冠の

後ろには祭の頭人である馬頭が四人お渡りしている。 先頭に僧綱とともに登場する一つ物は松本の稚児であろう。一つ物の

のである。 (図9)。稚児にも鎮座過程が反映されている (別2)、童子二人が描かれる(図9)。稚児にも鎮座過程が反映されている に、湖上の渡御を「第一番 御榊船 第二番 馬場村 児船 第三番は、湖上の渡御を「第一番 御榊船 第二番 馬場村 児船 第三番 は、湖上の渡御を「第一番 御榊船 第二番 馬場村 児船 第三番 にある。

ところで、『桂林拾葉抄』永保元年(一〇八一)四月一四日「官宣旨」

に引用された「日吉社解」にはこのように記されている。(※)

毎年四月中の申日は日吉社の踏歌節会で、大津浜住人が神輿を唐崎にた津の浜男が宝殿に放尿し、数人の日吉社宮仕法師がその男に禁制を加大津の浜男が宝殿に放尿し、数人の日吉社宮仕法師がその男に禁制を加た。に所役を勤仕することに変えた。このため、山門・寺門の抗争にまで発展する。日吉社は同年四月一〇日、太政官に日吉本宮は託宣の地での発展する。日吉社は同年四月一〇日、太政官に日吉本宮は託宣の地での発展する。日吉社は同年四月一〇日、太政官に日吉本宮は託宣の地での発展する。日吉社は同年四月一〇日、太政官に日吉本宮は託宣の地での発展する。日吉社は同年四月一〇日、太政官に日吉本宮は託宣の地であるのに、数百年勤仕の踏歌節会で、大津浜住人に唐崎御供を勤仕させる店は近江国司に対してもとのように大津浜住人に唐崎御供を勤仕させるように命令した。

信憑性が裏付けられよう。とであった。近世末成立の『桂林拾葉抄』に所収された「日吉社解」のとであった。近世末成立の『桂林拾葉抄』に所収された「日吉社解」の監督下で大津御供ならびに日吉祭が行われたのは八月になってからのこ監督下で大津御供ならびに日吉祭が行われたのは八月になってからのこれが、『為房卿記』永保元年八月一八日条によると、六月九日に山門また、『為房卿記』永保元年八月一八日条によると、六月九日に山門

方生得長者の札は、図10のような供御人札と関係する可能性はなかろうその代償として御供本・榊元・稚児元を勤仕したのである。日吉祭の左門雑掌と結んで濫妨していた山門から、商売上さまざまな特権を受け、門維掌と結んで濫妨していると訴えられる。このように大津供御人は京門維掌と結んで濫妨していると訴えられる。このように大津供御人は京大津の供御人は山門という権門を利用し「山門神人」と称して供御を大津の供御人は山門という権門を利用し「山門神人」と称して供御を

か。

関係であることが暗示されていよう」と読み解いている。関係とは、実は神の神人への依存と神人の神への庇護という逆立を孕むに記された中世の縁起叙述に、二人の神人の始祖に仮託した形で語られたおり、山本はこの説話に「神と恒世に仮託する集団との支配―被支配に記された中世の縁起叙述に、二人の神人の始祖に仮託した形で語られい王祭の形態の成立には以上のような一三世紀における神人の政治・山王祭の形態の成立には以上のような一三世紀における神人の政治・

二六八)八月一八日条あたりからみえはじめる。 二六八)八月一八日条あたりからみえはじめる。 二六八)八月一八日条あたりからみえはじめる。 二六八)八月一八日条あたりからみえはじめる。 二六八)八月一八日条あたりからみえはじめる。

在国神人に未の御供を勤仕させるようになったのではないか。
一〇月八日条に「大津左右方並ニ未日神人」とあり、この 時 期 か ら、御供神人職」に補任せられている。『天台座主記』文暦二年(一二三四)狭の加茂安守は、 日吉社左方御供所神人職補任状によって、「四月未日として、未御供勤仕に組み込んでいく。建永二年(一二〇七)六月、若として、未御供勤仕に組み込んでいく。建永二年(一二〇七)六月、若として、未御供勤仕に組み込んでいく。建永二年(一二〇七)六月、若として、未御供勤仕に組み込んでいく。建永二年(一二〇七)六月、若として、まのよりにないが、

威弥輝天下 規則未違末代者仰神慮 一度差定之後曽無改動之例 其趣保延□年被下官符以来 神就中小五月会馬上役者 於京都左方江州右方以非当社神人之輩撰器用

京都神人組織よりは早かったものと思われる。役は保延年間には成立していた可能性があるという。先述した山王祭の馬上役は保延年間には定まっているといい、瀬田によると江州右方馬上原都=左方神人、近江(大津坂本)神人=右方神人という小五月会の

未神事=京「入神人」「未神人」=「在国神人」

山王祭の勤仕組織を整理するとこのようになる。

申神事=大津左右生得神人 =大津の「在京神人」

あった。四月三日の本社より四宮への榊神幸は密やかなもので、その還の場だとしたら、四宮政所は長者が統括する中世的な在地のセンターで祭祀の特色があった。王子宮内の二宮系の大政所が古代的なミアレ祭祀にたいする反対給付も見込まれており、そこに頭役制を基盤とした中世申日神事の船祭を維持するためには大変な経済力とともに、その勤仕

8

のようになる。本社に神幸するというのが祭の本義だと思うのである。二つの神幸は次本社に神幸するというのが祭の本義だと思うのである。二つの神幸は次る)において大比叡(大宮)の神が示現し、そこから唐崎の神事ののち

幸こそ榊渡御のパレードである。御旅所四宮政所(付近に八 柳 浜 が あ

唐崎神幸=本社~下阪本七本柳(八柳浜)~湖上~比叡辻~本社大榊神事=大津四宮(八柳浜)~坂本榊宮~本社に還幸

神人の神役である稚児、御供、榊も大己貴鎮座過程の儀礼的再現であっ唐崎神幸ののち、本社に鎮座する始源を反復することになる。大津生得八柳浜という名の同一性という暗愈のもと、八柳浜に顕現した大己貴が

Ħ

たのである図1

- (1) 前掲「中世祇園会の一考察」。
- (2)『滋賀県の地名』一九九一年。
- 七六年に収録。(3)「日吉社祭祀考」『山岳宗教史研究叢蓍二比叡山と天台仏教の研究』一九
- (4) 筆者見学と前掲『滋賀県の地名』による。

- (5) 『神道大系神社編二十九日吉』一九八三年所収。
- (6) 前掲「日吉社祭祀考」。
- 物をつなぐもの」『物語・差別・天皇制』一九八五年。(7)「<物語>のトポスと交通(日吉大社縁起と説教『愛護の若』と河原巻
- 八巻、一九八五年によった。修大津市史北部地域』第七巻、一九八四年・『新修大津市史中部地域』第七巻、一九八四年・『新修大津市史中部地域』第代』第一巻、一九七八年・『新修大津市史中世』第二巻、一九七九年・『新
- (9)『園城寺伝記』。
- 壬生家文書など。(1) 例えば保延二年(一一三六)九月「明法博士勘文案」宮内庁書陵部所蔵
- (11) 「近江日吉社大津神人等解」(江藤文書)『鎌倉遺文』一三○九号。
- (12) 『中右記』保安元年四月二八日条。
- (1) 黒田俊雄「中世の村落と座」六三頁『日本中世封建制論』一九七四年。
- (11) 元享三年(一三二三)二月一○日記「社家条々記録」『八坂神社記録』上。
- (15)『鎌倉遺文』三一一二号。
- (16)『鎌倉遺文』三一〇二号。
- (17)『新修大津市史古代』第四章「王朝の大津」第二節「御厨と津」。
- (18)「古案記録草案」三『鎌倉遺文』五八八四号。
- 原巻物をつなぐもの」参照。(1) 前掲「<物語>のトポスと交通(日吉大社縁起と説教『愛護の若』と河
- (20) 前掲『滋賀県の地名』。
- 通』)において『大津市史』所載縁起として紹介している。(2)「延暦寺の山僧と日吉社神人の活動」(著作集第三巻『中世の 商 人 と 交
- (2) 前掲『神道大系神社編二十九日吉』所収。
- 原巻物をつなぐもの」。(3) 前掲「<物語>のトポスと交通 日吉大社縁起と説教『愛護の若』と河
- (21) 前掲「<物語>のトポスと交通(日吉大社縁起と説教『愛護の若』と河

原巻物をつなぐもの」参照。

- (25) 『建内記』同年七月一四日条。
- 26) 「泰朝文書」『京都御所東山文庫記録』。
- 2 同 7
- (28) 『康富記』同年閏四月二八日条
- (2) 例えば『山利家礼記』同年一二月二四日条を参照。
- (30) 同右書同年三月二〇日条。
- 原巻物をつなぐもの」参照。31) 前掲「<物語>のトポスと交通 日吉大社縁起と説教『愛護の若』と河
- (32)『新修大津市史古代』を参照
- (33) 同右。
- (34) 前掲『神道大系神社編二十九日吉』所収
- (35) 「内膳司維掌言上案」『京都御所東山御文庫記録』。
- (36)『新修大津市史中世』。
- 原巻物をつなぐもの」二四四頁。37) 前掲「<物語>のトポスと交通 日吉大社縁起と説教『愛護の若』と河
- (38)『元徳二年日吉并社叡山行幸記』。
- (39) 「大音文書」『若狭漁村史料』所収。
- 史料』六―一一。前掲「中世の祇園会―馬上役制をめぐって」が指摘。④)「玉燭宝典裏書七」「貞和四年六月十九日付山門衆徒列参申状」『大日本
- 4) 前掲「中世の祗園会―馬上役制をめぐって」。
- 八三年。 暦寺の山僧と日吉社神人の活動」著作集第三巻『中世の商人と 交 通』 一九(42) 豊田武によると生得の長者は田中恒世の子孫を称していたという。 「延

松尾社の事例

松尾社の背後にある松尾山は七つの谷に分かれ北谷頂上近くが日崎の

宮社御旅所に、

一基は西京極郡

(現右京区)の衣手社御旅所に駐輦され

筆頭神主の秦氏は累代三位に叙せられたという。 筆頭神主の秦氏は累代三位に叙せられたという。 筆頭神主の秦氏は累代三位に叙せられたという。 管頭神主の秦氏は累代三位に叙せられたという。 となり、秦氏の一族秦忌寸都駕布が初めて祝となり(秦氏本系帳)、以後子 は摂社の月読神社の長官中臣系の伊岐氏(松室氏)が掌握、松尾祠官を は摂社の月読神社の長官中臣系の伊岐氏(松室氏)が掌握、松尾祠官を は摂社の月読神社の長官中臣系の伊岐氏(松室氏)が掌握、松尾祠官を は摂社の月読神社の長官中臣系の伊岐氏(松室氏)が掌握、松尾祠官を は摂社の月読神社の長官中臣系の伊岐氏(松室氏)が掌握、松尾祠官を は摂社の月読神社の長官中臣系の伊岐氏(松室氏)が掌握、松尾祠官を をれている松尾社の旧鎮座地である。松尾社の社官は、養老二年(七一 と記述を をいるという。

四社の神輿は、 神饌を供えて川渡の祭典を行う。終わると、大宮・月読・宗像・櫟谷の 船で渡る。 御が始まる。 る。 二本を切ってきて、一本に男神面、一本に錦袋に入ったままの女面がと 前の街道を南へねり、桂離宮前から桂川の河原へ下り、ここから対岸へ のみは唐櫃(板神輿)に奉ぜられる。榊御面を先頭に順次出門して、社 社(四大神)・衣手・三宮の神輿がそれぞれの拝殿を三周する。 りつけられ、榊に男女二神が宿られたことを意味し、それを御神体とす 榊御面という依代が到着するのを待って出座の式がある。大きな榊の木 境内の御舟社の前で舟渡り安全の祭典がある。神幸祭当日は吉祥院より 松尾社の祭は四月下卯日が神幸祭で「おいで」と称し、前日に月読社 そして、男女二神の面合わせを祭儀の中心として、それが済んで渡 川を渡った斎場に六基の神輿を並べ、「河原の御饌」という 松尾七社といわれる大宮(本社)・月読・宗像・櫟谷・四 西七条の御旅所に駐輦される。一基は西京極川勝寺の三 月読社

この祭を「葵祭」とも称する

間

る。

殿や神輿を葵蔓で飾り、 七条御旅所に参集し、 朱雀御旅所に寄り、 「旭の社」・「朝日社」に寄って祭典があり、 Ŧi. |月上酉日の還幸祭は「お還り」と称し、 ここでも祭典があって、 そろって下京区唐橋の 西 寺 公 園(西寺金堂跡) 供奉のものは葵と桂をカザシとして身につける 行列は七条通りを東進して 衣手・三宮社の両神輿も西 本社に還御する。 当日は神

供え、 月初め 時代には胄形の小豆の蒸し物を供えたので座名が起こったという。 で赤飯座を構成し、 を作り、 清めてから作ったが、 御供は唐橋の氏子によって供えられる。 といい、七基の神輿ほか大宮の神輿を西八条の西庄とともに舁く。 八台の献饌をする。 ら頼まれた七、 飾 他の座員に配る。 前日の午前中に作り、 旭の社」では御供 四方を浄める。 当屋は七組作った神饌を、 (四月二日) 当屋は還幸祭当日にはサバ・シロムシ・巻き昆布を折敷に入れ 翌日次の当屋に渡す。 八名の者が「榊さし」を行う。 当屋の標示は「オシ 順に一軒ずつ当屋を勤めて神供を作っていた。 神輿六基と月読の板神輿と氏神道祖神社に供えるの に当屋に集まり、 ・赤飯の特殊神饌を供える。(3) 近年は当屋の一軒が調製している。座の者はまず 還幸当日に、かつて当屋は床の間に神号軸をかけ、 当屋の床の間に飾る。 次の当屋はオシメ縄を一年間玄関入口 唐櫃に入れて翌日まで保管する。 入浴し幣などを作る。 メ縄」で、 昔は、 翌朝旭の社に行き、 昔は五人集まって身体を 大藪姓二軒と井上姓五軒 還幸祭の日に新しい縄 唐橋は松尾祭の宮 夕方仲間か 榊を との 神饌 江戸 座員 本 K

> 膳分の神饌を供える。 神饌一膳分を供え、 が続き、 開」と称して西七条御旅所で能があり、 を置いて握舎で神饌を供していた。 全員が白衣を着て葵蔓をかざして当屋に集まり、 へ還幸祭と同じ神饌を献じていた。 神饌は当屋の雇った神役と呼ばれる二人が担ぐ。 西寺公園に行き、 昔は「旭の社」の西北隅に幣二本を立て、 かつては還幸後一 六基の神輿の前の この日の朝も唐橋の当屋は床の 当屋を先頭に他の三人 週間日 「お膳場」 道祖神社前に を 八足台 「七日 に六

する。 屋へ集まり、 伏見の三栖へ行き真菰を刈り、 所に神輿迎えに行く。 之庄西中と称し、 報告によりみておこう。 神饌を用意する。 チ位の塊に練り固める。 掛ける。 へ集まり、当屋では酒肴を出す。当屋で塩をふり身を清めて西七条御旅 って神饌を作る。 (昭和一〇年現在)で、内六軒(明治九年までは九軒)が 五軒を巻寿司と煮〆で呼ぶ。 唐橋とともに特殊神饌を奉献した西庄、 の時から精進生活に入る。 粽は全部で九連半作る。 特は洗い米をかして、 男子のみの手で粽を作る。 唐橋とともに松尾祭に粽を奉献した。 一年交代に当屋がまわり、 神饌はへぎに載せ、 「七日開」 西八条の西庄、 それを短く剪った真菰の根に挟んだものを芯と 松尾祭の還幸には、 当屋はこのほかに独特の形の御幣を作り、 注連を張った清い臼の中で潰し、 藺を採る。 還幸祭の二日前には、 には、 御幣とともに床の間の神号の前 東屋敷は、 出来た粽は門口に吊った青竹に 御旅所で御千度をし、 東屋敷についても井上頼壽 祭前日には早朝から仲間が当 当屋は正月一四日の 唐橋の駕輿丁が当屋 元紀伊郡吉祥院村西 仲間の二軒が朝 東屋敷は二二 「宮仲間 当屋は他 御日

の

は必ずこの「いかき」の下を通り、祓らのである。 んこさん」(三光様)といい、「ごくまき」(御供巻で粽のこと)の長持 ぬかが入っており、その中に日月星辰の幣が立ててある。この幣を「さ 翌年の当屋が菅笠を被り、裃姿で「旭の社」に出発する。この時、 になると、 連は西七条御旅所へ、一連半は地元西庄の氏神松尾神社へ献ずる。 供える。 の門口に注連を繞らせた「いかき」(筬)一個を縄で吊る。 還幸祭当日、 他の七連の粽を長持ちに入れ、 当屋の主人は早朝粽と幣をもって社参する。 西庄の旗を先に立て、今年と 中にはもみ 当屋 正午 粽一

頭役 | 尊敬を受けた。 それが済んで初めて神輿が発するので、 精進物を食して忌み清める。さて神幸祭の日となれば、稚児は冠を 類の内から借りる。 所に『花のとう』とて十三軒の株があって毎年当屋が廻り、 出来ぬと云はれた。稚児は祭礼中百万の位があるとも云はれ非常に 進み花を奉献する。 稚児は菖蒲と牡丹の造花を持ち、『下馬札』の前も乗打して神前に 名と荷を担ぐ者一名が従ったが此の役も仲間内から廻りで年々当る。 戴き黒袍を着用し、立派な石帯を附けて乗馬で本社へ参る。若党二 に奉仕した。当屋に十五歳の男子があれば之を稚児とし、無くば親 七条千本西入、即ち今の中央市場の有る辺は元朱雀村と云った。 「花の頭」については特に貴重なものなのでここに引用しておく。 井上の報告のなかでも、西七条村の東隣朱雀村における松尾祭 松尾神社から当屋へ米三十石を下し非常な大切な役 其の後吉祥院石島の稚児と面合せの式を行ふ。 稚児は祭の一週間前から別居し、男手で炊いた 『花の当』 が参らねば祭は 松尾祭 此

とされてゐたが、維新に此の行事も廃れ株の家も他へ移転して僅か

に一軒 (昭和二年調)となった。(4)

面合わせは、春の農耕開始時に、 子であるらしい。 礼を象徴しているものと推測され、 変化しているが、以前は朱雀の稚児と吉祥院石島の稚児であった。 たように、現在は松尾祭神幸の先頭に行く神体は、 らしいが、 稚児が菖蒲と牡丹の造花を神前に献ずるところから、 この稚児を出せる株の家が当時一三軒あったという。 神山から祭神が降りての性的な豊穣儀 松尾の男女二神が憑依するのが二童 男女神面の榊御面に 花の頭と称する 先述し その

しよう。 に東面する御旅所である。 旅所であり、 本稿で問題とする西七条御旅所は、 現在の七条通(旧七条大路)の南、 まず西七条御旅所の歴史を辿ってみることに 大宮以下四社の神輿が駐輦する御 御前通(旧西大宮大路)

ので、この記事は信憑性がある。 とある。『続左丞抄』にも同年三月二五日条に、「松尾末社櫟谷旅所老尼 大宮旅所有死人之故也」と記され、 一人頓死」とあり、 『山槐記』仁安二年(一一六七)四月五日条に「松尾祭延引、 櫟谷社神輿の旅所は後述するように西七条にあった 西七条御旅所の死穢で祭が延引した 七条西

にこのように記されている。 さらに、柳原伯爵家本『顕広王記』仁安二年 (一一六七) 四月五日条

松尾祭延引。依櫟谷社旅所有死穢、件穢及本社大政所也、 去二日被下宣旨了、

所旅所了、其後觸本社了(後略) 穢子細者、老翁一人、於櫟谷旅所死去了、件神寶等、保住人村長者運、渡大政

と連動して、西七条住人は稲荷祭までも延引せしめている。『山槐記』者と称される人がいたことを確認しておこう。ところで、松尾祭の延引条の大政所旅所に運び渡したとある。大政所旅所がある西七条には村長死穢が及ばないように、櫟谷旅所の神宝を保住人と村長者が同じ西七

仁安二年(一一六七)四月一二日条にこのようにある。

公尾系の氏子宮と巻の主己の集りの皇がつからものであるが、安らの公尾系の代子宮と巻の主己のよの由を申すと云々。且つ、此の条公家知らし食さず。仍ち只職事るの由を申すと云々。且つ、此の条公家知らし食さず。仍ち只職事の日を申う日稲荷祭延引と云々。松尾祭延引し、仍て七条人等、事の由を申

てみよう。力の背景を永長大田楽への口火ともなったといわれる松尾祭田楽に探っ力の背景を永長大田楽への口火ともなったといわれる松尾祭田楽に探っ松尾祭の氏子西七条の住民の実力の程がわかるものであるが、彼らの

に名高い永長の大田楽と後世称せられたのである。

元久元年(一二〇四)三月五日「官宣旨」は以下の通りである。 以降の松尾祭を考える時には二つの官宣旨をみなければならない

左弁官下 山城国 松尾社

使々部 従弐人 使々部 従弐人 大炊梅津札迎事

人長壱人

(後俗) (後俗)

としてはきわめて怠慢で御供頭を闕き、社家から勤仕を催促すると権門れていた。御供頭は馬上役に相当するもので、松尾社では神輿迎えの御れていた。御供頭は馬上役に相当するもので、松尾社では神輿迎えの御れていた。御供頭は馬上役に相当するもので、松尾社では神輿迎えの御れていた。御供頭は馬上役に相当するもので、松尾社では神輿迎えの御れていた。御供頭は馬上役に相当するもので、松尾社では神輿迎えの御れていた。御供頭は馬上役に相当するもので、松尾社では神輿迎えの御れていた。御供頭は馬上役に相当するもので、松尾社では神輿迎えの御れていた。御供頭は馬上役に相当するもので、松尾社では神輿迎えは西七条住人の頭役と座衆の経営とによって維持されていた。

宣旨案を検討せねばならない。領の権威をかさに回避することにあった。この「座衆」の性格は次の官

嘉録三年(一二二七)九月六日「官宣旨案」にはこのようにある。(9)

左辨官下 松尾社

例也、 奉勅、依請者、社宣承知、 之由、可被宣下也、望請、 今年定令懈怠者歟、早賜官使、 同闕如畢、又九日会者、当社第一之大神事也、楽人舞人之儲会析米、 御輿迎之日、各令調進御供、而又還御之日、神人等課役之勤御供令調進者又以 田代殖女敷設・九日会之相撲令勤仕者往古例也、就中西七條者、分保々六箇所 御田代・九日会神事者、為葛野郡一郡之営、不限権門勢家領、札迎之御供并御 々違例矣、望請、天裁、早任前宣旨、可被重宣下者、 而雖可言上子細、神事之煩旁依有其恐、憨遂行畢、又祭之間常燈油、称侍座六 右、得神祗官今月一日解状稱、被社司去月廿二日解稱、当社之四月祭以下六月(徙) 人之輩随巡役、令進済之處、今年無合勺之所済、又御田代諸郷之殖女之敷設、 一坊・同二坊・同三坊、五箇所之御供并社司饗膳、都以闕如畢、即不奉出御輿、 応遣官使尋子細 西七条保々神人等神事違例事 而近年或号頭人煩、或自由対捍、寄事於左右、大政所以下櫟谷保・七條 官裁、早被遣官使、社家神人相共令譴責者、旦無後 依宣行之、 兼日相催、云会析米、云闕如之御供、早可調進 権中納言藤原朝臣頼資宣、 追年未進

嘉禄三年九月六日 大史小槻宿袮判

少辨藤原朝臣判

所頭人と、常灯油を巡役によって進済していた侍座と称する六人の輩が政所・櫟谷保・七條一〜三坊の五ヵ所とあと一ヵ所であろう。この六ヵ者を六ヵ所に分けた頭人制で四月祭の御供を調進している。それは、大広王記』仁安二年条にも記される通りである。鎌倉初期には、西七条の松尾祭に神輿迎えをして御供調進を行う西七条大政所保は、前述『顕

等には富裕住民も含まれ、座衆は宮座的なものと推定できる。等には富裕住民も含まれ、座衆の経営とによって維持されていた。神人の正人の頭役勤仕の一部が鎌倉時代初期には懈怠されていた。といった。以上の頭役勤仕の一部が鎌倉時代初期には懈怠されていた。といった。以上の頭役勤仕の一部が鎌倉時代初期には懈怠されていた。といった。以上の頭役勤仕の一部が鎌倉時代初期には懈怠されていた。といった。以上の頭役勤仕の一部が鎌倉時代初期には懈怠されていた。といった。以上の頭役勤仕の一部が鎌倉時代初期には懈怠されていた。神人の住人の頭役と松尾神人の座衆の経営とによって維持されていた。神人の住人の頭役と松尾神人の座衆の経営とによって維持されていた。神人の住人の頭役と松尾神人の座衆の経営とによって維持されていた。神人の住人の頭役と松尾神人の座衆の経営とによって推持されていた。神人の住人の頭役と松尾神人の原教とは、原本には、原本のとと推定できる。

また、『明月記』 寛喜元年(一二二九)三月二七日条に藤原定家はこ

のように記している。

人更异奉送神輿。又、奉棄河邊、事已未曾有、云々。七條住人等乘神船、加制止之間闘諍、奉神輿於河岸之間、自社家奉送之七條住心寂房來談云、廿三日松尾社御輿迎、依先例桂供御人等、儲船八艘奉渡之間西

有。歌は彼社禰宜始る。次に本社へ參て御戸開。御まかり有て神輿を待奉る。酉日は先月讀殿へ參向有で聽屋有。酒二獻。次に御まかりあり。次に御あれ

によると、このように記されている。

西七条御旅所と松尾社の繋がりの深さを象徴している。であろう。松尾社に還御後の祭式でも、初めに七条の御供が供えられ、れ」の神事があるのであり、この時に神が顕現して、後、還幸するもの前半部は御旅所における祭式であると思われる。注目すべきは「御あ

ということである。長者や刀禰に率いられた住民が宮座的に結集し、御供頭を勤仕していた、長者や刀禰に率いられた住民が宮座的に結集し、御供頭を勤仕していた、本章の結論としては、平安末より鎌倉初期の松尾祭旅所=大政所は、

÷

- +) 『京都市の地名』一九七九年。
- 饌』一九八一年と『京都市の地名』一九七九年によった。(2) 現在の松尾祭については岩井宏實・日和裕樹「松尾大社・還幸祭」『神
- 幸祭」『神饌』によった。 九四三年、現在の伝承については前掲岩井宏實・日和裕樹「松尾大社・還(3) 唐橋の神饌については、昭和初期の様子は、井上頼壽『京都古習誌』一
- +) 前掲井上『京都古習誌』二四五~六頁。
- 年。(5)「荘園体制確立期の宗教的民衆運動」『歴史学研究』三七八号、一九七一(5)「荘園体制確立期の宗教的民衆運動」『歴史学研究』三七八号、一九七一
- (6) 「馬長と馬上」『院政期社会の研究』一九八四年
- (7) 同右。
- 〔8〕『鎌倉遺文』一四三九号。
- (9)『鎌倉遺文』 三六六二号。 東寺百号文書を山路興造が「御田 植 祭 試 考

(1)『松尾大社史料集文書三』一九七八年所収。(上)」(『芸能』二七―五、一九八五年)で訂正したものを引用:

大山崎の事例

所や日吉の政所とは違う性格のものなのであろうか。

完結した座という印象を受ける。

大山崎の大政所は前述した祇園の大政

高牧説に従うと大政所長者座は在地との関わりは希薄で、神社祀職内で

として持っていた山を長者六人、執行一人、案主一人が連署して宝積寺

なかに、もとこの山は個人所有で山主が神事の役料と

|嘉元年(一二五七)の「一志則友等山寄進状」によると、「長者中」

、寄進している。

て検討していきたい。座の問題を宮座と絡めて、〔平安・鎌倉期〕と〔室町・戦国期〕に分け座の問題を宮座と絡めて、〔平安・鎌倉期〕と〔室町・戦国期〕に分けの研究史を踏まえて、大山崎の祭祀的世界における長者・旅所・大政所

[平安・鎌倉期]

案主―刀禰が検断―行政の末端機構であった。脇田によると平安期には京都の使庁支配下にあった大山崎の津政所―

の上層部であろう。 ・ はい ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は

の巻」の長者は山崎の散所の長者であった可能性が確認できる。 して食べ物を乞うていた命蓮に対し、布施を惜しんだ吝薔な長者が蓄えして食べ物を乞うていた命蓮に対し、布施を惜しんだ吝薔な長者が蓄え 時権が大山崎の油商人に独占されていた史実を考えあわせると、「飛 倉 等権が大山崎の油商人に独占されていた史実を考えあわせると、「飛 倉 の妻庭に荏油の搾具らしいものが描かれており、鎌倉時代、油の製造・ の妻庭に荏油の搾具らしいものが描かれており、鎌倉時代、油の製造・ の妻庭に荏油の搾具らしいものが描かれており、鎌倉時代、油の製造・ の妻庭に荏油の搾具らしいものが描かれており、鎌倉時代、油の製造・ の妻庭に荏油の搾具らしいものが描かれており、鎌倉時代、油の製造・ の妻」の長者は山崎の散所の長者であった可能性が確認できる。

の「阿久利女屋敷手継文書紛失状」には、在地人二人、長者二人、沙汰して「長者中」に引き渡した由緒が記されている。元徳二年(一三三〇)

人長者一人、長者執行大夫一人が連署に加わっている。

ないとする。(ミロ) 長老制によるまわり神主的なもので、散所長者のみに限定するべきでは長老制によるまわり神主的なもので、散所長者のみに限定するべきでは小西は「長者中」を摂関家散所長者とし、脇田は「長者中」を複数の小西は「長者中」を摂関家散所長者とし、脇田は「長者中」を複数の

世離宮八幡の日使頭祭といわれる祭に山崎の民家が悉く経営(参加)し、祭である。定家は『明月記』建永二年(一二〇七)四月三日条にも、後あった。一〇日には関大明神への渡御が繰り返された。これは山崎郷のを、記される。八日に山崎神(酒解神ともいい、のちの天神八王子神)という道祖神の祭礼が行われ、山崎神社と関大明神と辻神(関大明神)という道祖神の祭礼が行われ、山崎神社と関大明神と近神(関大明神)という道祖神の祭礼が行われ、山崎神社と関大明神と近神(関大明神)という道祖神(酒解神ともいい、のちの天神八王子神)

播磨大路を渡り石清水八幡宮まで参向している様子を記している。

定されている。 が「山崎之孤村」から石清水八幡宮にお渡りし、 った。文永一二年(一二七五)成立の『八幡宮寺年中讃記』には「日使」 の勤仕は商売上の特権を与えられたことに対する大山崎神人の義務であ この日使頭祭は石清水八幡宮に奉仕する大山崎神人の祭で、日使神事 同史料には「禮典者自山崎辨備、 儀礼後来年の頭人が差 素飯堆干寳前之机、

「室町・戦国期

とある

田によると戦国期の大山崎は次の三組織が併存していたという。(ミス)

人方」ともいう。) 石清水八幡宮大山崎神人によって構成される「神人中」(「神方」「神

ようである。老衆と若衆からなっており不入の自治権を一応掌握して り、大山崎の門閥的な有力神人で、輪番によって上・下宿老を勤めた いた。1から分化したもの 村落行政の大山崎「惣中」(侍衆で構成され、八人ないし一〇人であ

ていた可能性が大きい) 天神八王子社宮座の 「大政所両座」 (惣中と同一の成員で構成され

そして、氏はこの三つの組織は、主要人物が共通する部分が多くその組 か寺社権門の所領が錯綜して存在しており、そのことが長者座による在 とする。さらに氏は大山崎=石清水八幡宮神領ではなく、(23) が同一化し、近世には一体化して社家として神領政治の主体となった、 織も混同しやすく、戦国末期から織豊期にかけて「神人中」と「惣中」 同宮の所領ほ

地共同体の多頭的な共和制支配をもたらした、と論じた。(※)

ている。高牧は日使頭祭は応仁文明の乱以降、離宮八幡宮の「神方」の(3) 解神)社が天神八王子社となり、鎌倉期と祭の二重構造は変わらぬが、 り、日使頭役を負担したのは大山崎神人の組織の「神人中」であり、こ 地域の祭である天神八王子祭礼の頭役勤仕の様子がよくわかるようにな 宮、四月八日=童使頭役=天神八王子社である。前代までの山崎神(酒 田端と同様、宮座でないことを論じた。 長者が頭人を差定するなどの主導のもとで再興された頭人祭祀であり、 れが領主権を掌握して惣中の自治をもたらす背景を作ったことを指摘し 人体制は宮座ではなく、神人組織とその活動は惣中の形成と平行してお 大山崎の祭は、小西の指摘した通り、四月三日=日使頭役=離宮八幡 まず、離宮八幡日使頭祭から検討しよう。田端は、 離宮八幡宮の神

る。

して四月三日の祭礼には出仕していない」と考える。 ができよう。 とあり、長者は頭人としてではないが、祭には出仕していたとみること (一四九五)「八幡離宮御遷座記録」には「日使勤者長者御山迄騎馬」 高牧は「長者は神人役として日使頭役は勤仕しながらも、 しかし、 日使頭人と 明応四年

離宮八幡宮の神官=長者

日使頭祭を整理するとこのようになろう。

「山崎根本生得神人」と「散在神人」=日使頭人=舗設

長者が出仕し、 近世初期の「石清水離宮八幡宮御旧記」によれば、 離宮八幡宮の神前で神歌を歌い、 石清水八幡宮の渡御に 日使頭祭に大政所

幡宮の神前の祭礼にも参加し、 声する。惣長者は高坊で田植を行ったり、騎馬で山上に進み、石清水八 着座して饗応を受け、 参加している。 また、 惣長者一人が離宮の神前で大政所の神歌の前に先 これとは別に惣長者が松屋で日使頭人の次に順次 供奉する諸役人の交名を読み上げて渡御

列を整える役を勤仕している。

して記される大政所長者である。 王子の大政所長者であり、これは近世の「御旧記」では惣長者の下位と 勤めた「山崎チャウサシキ」(長者職) [大政所長者ではない])―近世の(タン) 幡宮の神官である「神人中」(例えば嘉吉三年(一四四二)に日使頭を 「惣長者」という長者の系譜を考えている。もう一方は後述する天神八 高牧は、二種の長者を想定し、一方は鎌倉時代の「長者中」―離宮八(%)

五位川座と溝口座の両座で構成され、溝口座の記録に「童使出銭日記」(38) がある。 は大山崎郷の祭で、大政所長者座を中心として営まれている。長者座は 次に天神八王子社祭礼について検討しよう。天神八王子社の神事祭礼 五位川座と溝口座は一一保の地域区画である五位川保と溝口保

殿ともいう)頭人二人(溝口座一人、 天神八王子社祭礼の童使頭人を、氏子地域の住民に差定する。童使 政所座長者=御旅所五位川保、溝口保ではないのである。 五位川座一人)は、 多額の金額を 大政所長者は (使

宮前から御旅所五位川保までを往復する祭である。

記録の上からは、大

の御菜を作る。

とは関係がない。天神八王子社祭礼は神輿が摂津・山城国境の離宮八幡

払って祭に奉仕する。また、長者は馬長頭役も差定する。 、政所両座長者座は、 それぞれ四人の長者からなり、長者には一長者

> から四長者までの順位があり、 祭全体の指揮に当たる「棚払」 は四長者

の ・輪番で勤める。

る。 解神)の祭祀に関係する長者が、大政所両座長者に継承されているとす 四人と一致する。このことより、小西・脇田両氏は鎌倉期の山崎神(酒(祭)(4) 構成と同じであり、 先述した鎌倉期の寄進状の長者中八人の構成は大政所両座長者八人の 紛失状の四人の長者は大政所両座のいずれかの長者

オコナイ、五月五日の節供などを営み、長者は各仏神事祭礼の全てにこ さて、 溝口座は童使頭人祭のほか、 正月観音堂のオコナイ、 八王子の

のように関与している。 [正月元旦] 一長者が御飯の箸と御鏡の敷紙、 執行が鯛と白餅のお下

[正月五日] 観音堂のオコナイで、 執行が牛玉札を受け、 一長者が牛

玉紙を宝積寺へ納める。

を受ける。

小豆、三長者が栃実と大豆、 [正月二七日] 二月三日の天神八王子社のオコナイのため、二長者が 四長者が豆腐を納め、 一長者が五色一二種

長者、三長者、 (三月) 旦 四長者が順番で隔年に勤める。 納められたオコナイ用の米を炊頭が受け取る。 炊頭は二

御飯三膳をかしぐ。 [三月四日] [二月三日] 一長者宅で天神八王子社のオコナイが行われ、 同夜一長者の宿所で寄合があり、 物分けが行われる。 一長者は

一長者が御供三膳を仕立てる。二、三、 四長者が炊頭と 99

〔四月八日〕 天神八王子社の祭礼(両座)合同に出仕する。なって五座の饗の御飯をかしぐ。一長者が拍子合の日の棚払を勤める。

[四月九日] 物分けに出る。

を負担する。 〔一一月八日〕 天神八王子社に参拝。一長者が翌九日の火焚きの費用

している。 以上、高牧が指摘するように長者は天神八王子社の神官の役割を果た

し、両社の神職が合同して神事祭礼を分担している。 (程) している。神田からみても、惣中が離宮八幡宮と天神八王子を組織経営している。神田からみても、惣中が離宮八幡宮大政所長者としての役割も有いる史料もあり、大政所長者が離宮八幡宮大政所長者としての役割も有いる史料もあり、大政所長者が日使頭祭の馬長役の免許状を出してまた、八幡宮大山崎大政所長者が日使頭祭の馬長役の免許状を出してまた、八幡宮大山崎大政所長者が日使頭祭の馬長役の免許状を出して

真似て神官の勅使代が加わったのである。 使頭役は日使頭役とよく似ており、天神八王子社の祭礼にも日使頭祭を宮神官=八幡宮大政所長者でもあった。だからこそ、天神八王子社の童宮神により、天神八王子社大政所長者=天神八王子社神官=離宮八幡

ところで、高牧は大政所両座を宮座と解する従来の説に対して異議をところで、高牧は大政所座は長者という神職の座であり、公当座、神子座しかし、高牧のいう天神八王子社祭礼が頭人祭祀であり、公当座、神子座しかし、高牧のいう天神八王子社祭礼が頭人祭祀であり、公当座、神子座しかし、高牧のいう天神八王子社祭礼が頭人祭祀であり、公当座、神子座しかし、高牧のいう天神八王子社祭礼が頭人祭祀であり、公当座、神子座しかし、高牧のいう天神八王子社祭礼が頭人祭祀であり、公当座、神子座しかし、高牧のいう天神八王子社祭礼が頭人祭祀であり、宮座祭祀ではしかし、高牧の計では賛成できない。

におけるオトナと考え、それはこのように整理できよう。 山崎惣の成員全体が天神八王子社祭礼の童使頭役を勤仕する宮座を構成山崎惣の成員全体が天神八王子社祭礼の童使頭役を勤仕する宮座を構成していた、と考える。『童使年中行事覚書』に「カシキ」役がオコナイの箸を二〇〇余り準備するとあり、これは一七五人内外の惣全員と神社の箸を二〇〇余り準備するとあり、これは一七五人内外の惣全員と神社の箸を二〇〇余り準備するとあり、これは一七五人内外の惣全員と神社していた、と考える。『童使年中行事覚書』に「カシキ」役がオコナイという大いた。

大政所両座長者座=神主

主導者の惣中=オトナ

離宮八幡の日使頭祭の場合は、頭役が他国の散在神人にも差定される惣全員=大山崎郷の神社、天神八王子の宮座の成員

係を異にする住民たちの自治的地域的結合である、という点からしてもので宮座ではない。しかし、惣中による童使頭役勤仕は、領主の従属関

えば大山崎町の小倉神社の祭礼においても、(52)

御出の四日前にオダンツキ

その四方に青竹を立て三方を葭簀で囲い注連をかけ御檀を作る。御檀はといって頭屋の門口に芯のある榊と幣を立てて白砂を盛り芝を張りつめ、

還幸祭の列の出発を合図につぶされる。

て指摘した廻り作、神田廻作制(田畠を交代に耕して神事に 充てる 慣持田」に運用していた。この廻御扶持田は萩原龍夫が中世宮座の例とし御供や四月八日の祭礼(天神八王子社の祭礼)の御供田および「廻御扶中の費用として使われた七反小の神田があり、神田は離宮八幡宮の月別中の費用として使われた七反小の神田について触れる必要がある。惣宮座の経済面を考えるには、惣の神田について触れる必要がある。惣

であることが明らかである。 以上のように、儀礼や経済面からみても、惣中は天神八王子社の宮座

習)ではなかろうか。

長者がおり、祭を司っているのである。この例を大政所山崎にあてはめ鎮座伝承における休息所が御旅所になっている。そして、旅所=政所に前述した日吉の事例や後述する稲荷の事例に照らし合わせると、神の

ると、以下のようにも考えられる。

宮神官)を中心とした祭列を整え、男山八幡まで渡る。 宮神官)を中心とした祭列を整え、男山八幡まで渡る。 宮神官)を中心とした祭列を整え、男山八幡まで渡る。 宮神官)を中心とした祭列を整え、男山八幡まで渡る。 宮神官)を中心とした祭列を整え、男山八幡までとに始まるとされたと伝えられている。その故事を毎年反復し、勅使少将代(離宮八幡神を宇佐田、近野神事)を中心とした祭列を整え、男山八幡まで渡る。

に還幸する祭であると考えることもできるのである。が統率していた。日使頭祭は、大山崎に顕現した八幡神が石清水八幡宮のまり、大山崎自体が、石清水八幡宮の御旅所=大政所であり、長者

註

- (1) 『日本の中世村落』一九四二年、第一部第二章第二節「神社の保」。
- (2) 一九五三年。
- (3)「中世末・近世初頭の大山崎惣中」『日本史研究』一三四、一九七三年七
- 九七七年四月。 六月。および、「中世都市共同体の構造的特質」『日本史研究』一七六、一六月。および、「中世都市共同体の構造的特質」『日本史研究』一六六、一九七六年(4)「地主神の祭礼と大山崎惣町共同体」『日本史研究』一六六、一九七六年
- 大山崎を中心に―」。(5)『日本中世都市論』一九八一年、 第三章 「自治都市の成立とその基盤―」。
- (6)『中世村落の構造と領主制』一九八六年、 第六章 「中世大山 崎 の 惣 結

- (7)「中世末大山崎の祭祀と頭」『聖心女子大論叢』第七五集、一九九〇年七
- 8 史料編、一九八一年。
- 9 10 史料編、一九七六年。 前揭『日本中世都市論』。
- 11 前掲「中世末大山崎の祭祀と頭」。
- 12 13 『宇治関白高野山御参詣記』。 前掲『日本中世都市論』。
- 『大山崎町史』本文編、一九八三年を参照。

前掲『大山崎町史』史料編。

- 前掲『大山崎町史』本文編。 宝積寺文書。前掲『大山崎町史』史料編
- 前掲『大山崎町史』史料編
- 元徳二年四月「照舜畠地売券」には船橋保がみえる。
- 20 「阿蘇宮令旨写」に大山崎上下保神人の記述がある。
- 21 脇田前掲『日本中世都市論』。
- 22 同右

23

同右。

- 的特質」。 小西前掲「地主神の祭礼と大山崎惣町共同体」、「中世都市共同体の構造
- 前掲『日本中世都市論』。
- 26 『石清水八幡宮史料叢書四年中行事服忌社参』一九七三年。
- 27 前掲『日本中世都市論』。
- 28 同右。
- 29 同右。
- 30 前掲「中世都市共同体の構造的特質」。
- 31 前掲『中世村落の構造と領主制』。

- 32 前掲「中世末大山崎の祭祀と頭」。
- 33 同右。
- 34 前掲『大山崎町史』史料編。
- 35 前掲『島本町史』史料編。
- 36 前掲「中世末大山崎の祭祀と頭」。
- 37 38 「日使頭役勤仕記録」蜷川家文書、 前掲『大山崎町史』史料編
- 前掲『島本町史』史料編。

39

- 前掲「地主神の祭礼と大山崎惣町共同体」、「中世都市共同体の構造的特
- 前掲『日本中世都市論』。

40

- 41 『童使出銭日記』を参照。
- 42 「童使年中行事覚書」『童使出銭日記』。
- 『万記録』前掲『大山崎町史』史料編。
- 44 43 明治二八年(一八九五)河原崎貞輝作「式内自玉手祭来酒解神社旧祭礼
- 45 前掲「中世末大山崎の祭祀と頭」。

行列正式」。

- 46 同右。
- 47 前掲『大山崎町史』史料編
- 48 前掲『島本町史』史料編。
- 49 前掲「中世末大山崎の祭祀と頭」。
- 50 脇田前掲『日本中世都市論』。
- 51 前掲『大山崎町史』本文編。
- 52 同右。
- 『大阪府の地名』一、一九八六年。

53

- 54 『万記録』前掲『大山崎町史』史料編。
- 55 『中世祭祀組織の研究』一九七五年。
- 八)『離宮八幡宮御遷座本紀』。『石清水離宮八幡宮御旧記』。いずれも前掲 明応四年(一四九五)三月『八幡離宮御遷座記録』。 貞和四年 (一三四

樂所系圖』には、光季―光則―則助―光助―光行という狛氏の系譜が(6)

林屋はこの系譜が宇治槇の長者であり、わく(脇)の神主であ

記され、

『大山崎町史』史料編。

宇治神社の事例

御旅所の視点より考えてみたい。 が詳細であり、改めて付け加えることもないのであるが、離宮明神祭とが詳細であり、改めて付け加えることもないのであるが、離宮明神祭とよる真木島惣官及び網野善彦による真木島村君、という視点よりの研究を治長者については、林屋辰三郎による雅楽の楽人狛氏、三浦圭一に宇治長者については、林屋辰三郎による雅楽の楽人狛氏、三浦圭一に

狛家には陵王の舞についてこのような相伝次第を伝えている。 林屋が指摘した嘉禄三年(一二二七)成立の『雜秘別録』によると、

子にいや三郎光行といふものあり。それにたうじの舞人近貞ならひたり。といふ舞人ありき。それが子光宗とて、いまだうへらかにてあんめり。光助がになべてならずいきほんなりき。(中略)八條中納言顯長の弟子にて、狛光重になべてならずいきほんなりき。(中略)八條中納言顯長の弟子にて、狛光重になべてならずいきほんなりき。(中略)八條中納言顯長の弟子にて、狛光重になべてならずいきほんなりき。(中略)八條中納言顯長の弟子にて、狛光重になべてならずいきほんなりき。(中略)八條中納言顯長の弟子にて、狛光重になべてならずいきは、人の手ずさみにもかくは、めでたきものの十れつにも、光則が陵王とこそは、人の手ずさみにちかくは、めでたきものの十れつにも、光則が陵王とこそは、人の手ずさみにちかくは、めでたきものの十れつにも、光則が陵王とこそは、人の手ずさみに

河枝比賣の生家であり、長者氏と祭神とは縁故が深い。承をもっており、丸邇氏は宇治離宮明神の祭神莵道稚郎子の生母宮主矢ることを論じたのである。宇治の長者家は丸邇氏の後裔であるという伝

物を貢献していたことを明らかにしている。氏は光康の祖光貞が「宇治天皇・摂関家・賀茂社・松尾社・左久奈度社・春日社などに、贄・供祭拠点を持ち真木島村君に率いられた贄人の集団が、宇治川に網代をかけ、の家人として畿内を中心に特異な活動を展開したことを論じたのである。三浦は「光」を通字とした真木島氏が惣官として、将軍あるいは管領

宇治川の舟運・関と関わりをもっていたことを論じている。 代の贄人を統括した真木島供祭人の村君でもある側面を照射し、 網代目代」であったことをも指摘し、 離宮社長者である狛氏には宇治網 同氏が

以上の三者の研究により

宇治右方長者=狛家~酒波家=脇神主=宇治槇長者=真木島供祭人村 君=真木島惣官

あろうと推定している。 月一日至三月二十九日巻紙背文書」年未詳十一月廿五日「散位為盛書状 は宇治郷の左方長者家はといえば、やはり網野が「勘中記自弘安五年正 という宇治長者の驚くべき多面な姿が浮かび上がったのである。それで 離宮社左方長者光有を指摘し、「狛系図」にはみえぬが狛氏一族で

光有は、『勘中記』弘安元年(一二七八)一〇

光有が「光」を持っていることもあり、 であったことからみても、左方=真木島=宇治槇長者の可能性がある。 記事に、競馬十番が左真木島住人、右宇治辺住人によって勤仕されてい っている。 月二四日亀山上皇の宇治川遊覧に「離宮左方長者光有乗小船、従後塵」 右方長者沙汰也、 また、『勘中記』弘安元年(一二七八)五月七日条に「競馬離宮左 『中右記』長承二年(一一三三)五月八日条の離宮祭初見の 狛氏であったと考えたほうが自然であろう。 十番競馬也、 宇治内住人乗之、」と競馬は長者の沙汰 網野の指摘どおり、 宇治長者は

宇治離宮明神 のであろうか。 さて、宇治長者と宇治離宮明神祭との関わりはいかなるものであった (八幡宮) と称され、 現在の字治上神社と字治神社は、 応神・仁徳両天皇と応神の皇子莵道 明治以前は両社一体で

左・右方とも、

明治七年に宇治若森の現在地に移動したが、中世以前のことはわからな(33) 御旅所は近世には宇治郷の小字「馬場先」現在の矢落九七番地に所在、 月八日の御輿迎えで御旅所に神幸し、五月八日が本祭の還幸祭である。 子として旧字治町町民、 =離宮上社=槇島村東部の産土であった。当然その氏子も宇治神社の氏(エロ) 稚郎子を祭る。 占めている。明治以前は離宮上社より神輿二基、下社より一基が、(ほ) 図 13 現宇治神社=離宮下社=宇治郷の産土で、 宇治上神社の氏子として旧槇島村村民が多数を 現宇治上神社 旧四

がみえ、「競馬十番、宇治並眞木島住人等爲騎乗、」とあり、「捧幣帛之 者」が「各々面々不可勝計」程、 記されている。『中右記』 には翌長承三年五月八日条にも離宮祭の記事 治の下人数千人が、宇治川の北岸に小舟数千艘を並べて見物した様子が 祭の初見は先述した有名な『中右記』長承二年五月八日条であり、 大勢いたと記されている。 宇

あり、 之定例也、 自"政所"送"、幣、又催"、送乗尻六人、馬"、余随身下臈二人"亦例也で、 である。同書によると、還幸祭の行列はこのようであった。 記され、 御行 | 之由社家申 | 之」と、 (一二七八) 五月八日条には「長者殿御幣十列等遅引之間、 『玉葉』文治二年(一一八六)五月八日条には「此日離宮祭也、 先ず政所の幣から還幸祭が始まるのである。 先の記事と符号する。 雖、爲,,氏社十烈以前、依,,自取,幣、 長者の幣が出ないと神輿渡御が始まらないと 祭においては長者を政所と称していたの 『勘中記』弘安元年 神輿未,及, 任,例

列次第

次神馬、御随身、景、今二人不參、引移馬 先長者殿御幣 次北殿御幣、進御幣云々

 次右方、十疋
 左方次第使

 次右方、日競馬
 次左方競馬十疋

 次田樂
 次左方童競馬十疋

右方次第使 右方舞人、右方馬上 左方俠第使 左方次第使

其駒二人 田所 右方舞人、二人

左右小舍人 右方気靈左右道張 左右師子

左方神主 右方神主

同書にはこの次第が「會式延久二年歟被"定下」、 延久二年 (一〇七

○)に定型化していたという。

也、還幸来月八日云々、」とあり、槇長者・宇治長者は健在である。「神輿三基、次社官四人馬上、次槇長者布衣馬上、次宇治長者布衣馬上ていることが『後法興院記』応仁二年(一四六八)四月八日条にみえ、確宮祭は一三世紀以降衰退していくが、応仁の乱のさなかにも行われ

における祭記事は還幸祭であった。室町期になると畿内の神社においての示現につづく五月八日の還幸が本来の姿であったので、平安・鎌倉期合的な祭式を明確に示していることに注目している。御旅所における神礼のみ記されていたが、応仁期になり四月八日神幸、五月八日還幸の複札をは、平安・鎌倉時代の離宮祭関係史料にはほとんど五月八日の祭

神幸・還幸の祭式整備も進み、離宮祭においても神幸の記事が登場した

ものと思われる。

図 14。

『兎道旧記浜千鳥』に

補任太夫諸之事

文亀二年八月 日 長者酒波光興在判(1五〇1)(1五〇1) 年報宮拝殿造営、仍保内可成其心得状如件右為離宮拝殿造営、仍保内可成其心得状如件字治十番保右衛門太郎掃門

公文所大江光盛在判

茶師の仲間入りをし、長茶彦助入道宗味と名乗る。 (23)家の副業として茶の生産を始めて、のちには姓を長茶の文字に改めて、近世になると、離宮明神祭も長者家も大きく変わる。長者家は離宮社

幣神事と大幣神事に変化していく。奉幣神事については、一八世紀初期 『上林家前代記録』にこのように記されている。 祭も祭祀組織の変化に加え、平等院・県神社との関わりのなかで、 奉

御旅所ニ神輿有之内侯人共并拙者家且又離宮之神主、是等毎夜小幣御旅所江捧 其砌別当常福并字治長罷出翁ヲ勤侯

行われ、 お旅期間中の毎夜上林代官家、平等院候人、離宮社神主による奉幣が 平等院神役人で県神社神官の奥村常福と宇治長者が翁を勤めて

状は一丈五寸の幣串の頂きに長方形の棚板を置き、その上に 幅二 尺 六 候人の末裔の長井貞甫家が行う奉幣の式であった。そのたらりの幣の形 中旬の卯あるいは酉の日に、「長者の龕灯」 あるいは「長茶のたらり」 寸・天地一尺二寸の絵馬を立て、棚の四辺には紙垂を下げ、さらに八尺 があった。『兎道旧記浜千鳥』や文政七年(一八二四)四月宇治郷名主・ 面に馬、裏面に神紋である橘を描いたものであった。奉幣に対する祓詞 の端布(まてつくり)を付したものである。 なる者が翁舞を演じたらしい。その翁舞に「長者のたらり」が奏された(タヒン) 太夫と申者翁付能修行仕候」とあり、宇治離宮社の御旅所で藤井幸太夫 年寄代官上林六郎宛「願書」には「宇治郷御旅所於神前ニ、 として「郷の名の盧橘の御幣に光輝く金ありや幸いあれや」という一節 「長井のたらり」という行事になっている。これは長茶宗味家と平等院(8) 毎夜の奉幣も、 のち変化したらしく、四月八日~五月八日の間の四月 両家の奉幣は共に絵馬の表 往古藤井幸

> また、「長者のたらり」には雪搔き面が使われていた。この面は社伝に(3) たもので、翁一人が舞い、長茶と長井がこの神歌を繰り返して謡った。 たといい、これこそ神の再来と喜び、神体として本殿深く納め奉ったと よると、往古のある朝、 神職の者が境内の雪を搔いている時にあらわれ

リ」とあり、県神社神官奥村常福が司祭し、上林代官家が大幣について(3) 指揮するものであった。 前代記録』には「毎年別当常福申請、 現在六月八日の還幸祭の前に宇治郷民の組織する大幣座によって行われ に系譜を残している。大幣神事は『兎道旧記浜千鳥』より史料上にみえ、 離宮明神祭は以上の奉幣神事のほかに大幣神事と県祭の「梵天渡御」 この祭は、 離宮祭のある面を継承していると思われるが、『上林家 拙者家より大幣之下行 ヲ 指 出 来

る。

る 県神社中心の神事になっており、本稿とは直接関わりがないので省略す 祭後半は『宇治舊記』に記されるように桟敷や大幣殿における平等院・ 治一ノ坂にいたって騎馬神人(御方)が前後七度の走馬を繰り返す図15 現在は大幣殿を出発し、あがた通(大和大路)・新町通を巡行し、 宇

供奉候事」とあり、 之来り候并幣座之者、 離宮神主因幡相勤、 主因幡小幣ヲ指出シ候、 現在六月五日の県祭は『上林家前代記録』 江戸中期までは離宮祭との関連が深い。 小幣ヲ離宮御旅所エ移」「神輿本社エ還幸之砌、 且又平等院鳳凰堂鍵役之者小幣ヲ指出、 右下行へ拙者家(上林代官家―福原註)より出 に、 「五月五日夜県社神事 現在宇治神 神輿ニ令

という。たらりとは、

翁の神歌にある「とうとうたらり、、、」から出

刻印されているのである。

関係を指摘できよう。 置されていたという伝承があることからも、県祭と離宮祭・長者家との 社旅所に神輿と並ぶ県祭の梵天はかつては長茶家門前に仮屋を設けて安

には一之坂に茶師が七家存在している図16。 記録はない。長者家は茶を行っている時点では一之坂に住み、近世前期 旧奈良街道の宇治丘陵にかかる坂で、藤原頼長は『台記別記』仁平三年 と記し、この坂は平安以来のものであるが長者屋敷に関する中世以前の (一四八二)茶園の経営に乗り出すべく、準備を始めている。(空) (一一五三)一一月二六日条に、春日に詣でる際、「至一坂聴御前々行」 長茶家は近世初期には一之坂の上の旧御旅所付近にあった。 一之坂は(笠) 長者家はすでに文明一 四

売渡申御茶園事

合壱所者 北トイを限 南みそをかきり 東トイ於かきり

て御披露あるへく候物也、 ニ四通あいそへ候て売渡申処実相明白也、 右件茶園依有在用用けんせん四貫文ニ宇治宗科長者殿へ限永代本文書売けん共(寒)(現義) 仍状如件 若後日違乱申人候ては文書ひらき候

文明十四年六月卅日 ハクウ子尼(花押)

この時期には長者家宅を一之坂と想定できるのではなかろらか 四貫文で茶園一カ所を購入した宗科長者は、 宗家長者であると思われ

は梵天の長者家安置など、 ずれにせよ、大幣神事の中心である騎馬神人の一ノ坂走馬、 御旅所=長者という場の記憶は祭礼のなかに あるい

註

- (1)「楽所と楽人の生活」「宇治離宮祭について」『中世藝能史の研究』一九 六〇年。
- (2)「中世における畿内の位置」『中世民衆生活史の研究』一九八二年。
- 「宇治川の網代」『日本中世の非農業民と天皇』一九八四年。

3

- 4 『字治市史』二、一九七四年。
- 5 『新校群書類従』巻一五。
- (6)『樂所系圖』(宮内庁書陵部蔵)。『中世藝能史の研究』一九六○年より引
- (7) 『宇治市史』二、一九七四年。
- 8 前掲「楽所と楽人の生活」。
- 9 『続群書類従』第七輯下。
- 10 前掲「宇治川の網代」。

11

12 林屋前掲「宇治離宮祭について」。

『京都府の地名』一九八一年。

- 13 『宇治市史』三、一九七六年。
- 14 「宇治離宮祭について」。
- 15 番保については前掲『宇治市史』二を参照した。
- 16 前掲『字治市史』二。
- 17 前掲『宇治市史』三。
- $\widehat{19}$ 前掲『宇治市史』三。

18

前掲『字治市史』二。

- 20 同右。
- 21 『兎道旧記浜千鳥』にあることを『宇治市史』三が指摘:
- 22 前掲『宇治市史』三。
- 23 同右。
- 24 前掲『京都府の地名』。

- (27) 同右。
- (28) 同右。
- (29) 前掲『字治市史』二。

稲荷社の事例

軍義教公之命、 三八)と伝えられ、 在地に移ったのは『稲荷谷響記』に「或記云、永享十年正月五日、 の峰の尾根上には『百練抄』寛喜二年(一二三〇)一二月二 六日 条に 社を建立したという。 「念仏阿弥陀奉埋稲荷山、」と記される稲荷山経塚があった。 荷社の山頂三ヶ峰であり、この山は神奈備の遺跡として知られ、 に造都以前の先住の人々から神奈備信仰を継承した秦氏がこの地に稲荷 『山城国風土記』逸話にもあるように稲荷社が最初に鎮座したの 稲荷社ヲ自山上今ノ地ニ被遷云々」、永享一〇年(一四 現在の社殿は里宮にあたる。 かつては三ケ峰に上・中・下社があり、最高峰一 山上から現 山 依将 は [城国 稲

タリケル」という記述はその証左になる。午ノ日稲荷へ参ラムトテ、大和ヨリ京ニ上テ、其ノ日歩ニテ稲荷ニ詣デ集』巻三〇の「七条辺ニテ産レタリケレバ、産神ニ御ストテ、二月ノ初集』、関南が稲荷社の氏子圏となったのは平安時代に遡 り、『今昔物語

在は五月)上の卯の日に本社に還幸する(ただし四月に三卯の日がある(現在は四月)中の午の日に御旅所へ神幸し、二〇日間駐輦し、四月(現稲荷祭は上社・中社・下社・田中社・四大神の五基の神 輿 が、三 月

「忌刺」といい、祭場を標示する。「忌刺」といい、祭場を標示する。 に至り、神官は本社に帰る。この間、氏子地である羅城門・千本七条・れより大宮通りを北にあがり五条、さらに松原通りを東に進んで河原町れより大宮通りを北にあがり五条、さらに松原通りを東に進んで河原町に至り、神官は本社に帰る。この間、氏子地である羅城門・千本七条・大宮松原・寺町松原・本町七丁目の五カ所の街頭に榊を刺す。神官はこ本がある。祭典後、御旅所の西九条御旅所に神饌とともに菜の花を供える行四月初巳日には東寺前の西九条油小路の御旅所(現南区)へお渡りするが、場合は中卯)。現在は西九条油小路の御旅所(現南区)へお渡りするが、場合は中卯)。現在は西九条油小路の御旅所(現南区)へお渡りするが、

が続き、御旅所に至ると神職により「巡拜の儀」があって終わる。 郷の神事元の手により五基の神輿が拝殿に飾られる。これを「御搦みの郷の神事元の手により五基の神輿が拝殿に飾られる。これを「御搦みの郷の神事元の手により五基の神輿が拝殿に飾られる。これを「御搦みの郷の神事元の手により五基の神輿が拝殿に飾られる。これを「御搦みの昭和初年の調査報告によると、四月初巳の「忌刺の儀」は神輿元の五昭和初年の調査報告によると、四月初巳の「忌刺の儀」は神輿元の五

内から棒をあてがい、間違いのない人のみを選んで中門から出入りさせてわれる。もとは神輿が南門より入御し、金堂の前庭に設けられた五つの握舎に安置し寺から神供を献じ、式が行われた。東寺の西、昭和初年の時の寺内町に「家中」の家があり、その内に神供を作る五軒の当屋があった。この五軒は世襲できまっており、一年交代で当屋を勤めた。神あった。この五軒は世襲できまっており、一年交代で当屋を勤めた。神の当屋が回ると、前日から潔斎して門口に神事札を掲げ表口は閉めてを懸け、御旅所に赴く。東寺の東門(慶賀門)を入り寺僧の献供参拝がるった。この五軒は世襲できまっており、一年交代で当屋を勤めた。神殿の当屋が回ると、前日から潔斎して門口に神事札を掲げ表口は閉めて、神殿も経り、神殿も経りに、本社で「奏桂懸の儀」があり、神殿も冠鳥帽子に奏桂

物を神輿前に立て掛け幣をとって修祓した。神饌は大原女が一々頭に戴背ると大勢の子供が門扉をたたき、役僧が内側でほらを吹き、神輿が金堂前に南向きに安置される。東寺の八幡宮と八嶋殿の神人岡本、宇野の堂前に南向きに安置される。東寺の八幡宮と八嶋殿の神人岡本、宇野の堂前に南向きに安置される。東寺の八幡宮と八嶋殿の神人岡本、宇野の上氏が法体で出迎え稲荷大明神と墨書した長さ一八○センチ位の靱形の堂前に南向きに安置される。東寺の八幡宮と八嶋殿の神人岡本、宇野の東の諸の神輿が南門より入御を神輿前に立て掛け幣をとって修祓した。神饌は大原女が一々頭に戴りると大勢の子供が門扉を加入の様に、当屋の末の間に飾る。還幸当日た。前日には餠を搗く。神饌が出来ると当屋の床の間に飾る。還幸当日た。前日には餠を搗く。神饌が出来ると当屋の床の間に飾る。還幸当日た。前日には餠を搗く

所と称されていたことを実証したのである。(5)と第一のである。(5)とのでは、近藤喜博はそれ以前には八条坊門猪熊(現下京区)と移ったというが、近藤喜博はそれ以前には八条坊門猪熊(現下京区)と現在の御旅所は、豊臣秀吉の時の天正年間(一五七三~九二)の頃に

いて献じた。

の「稲荷旅所覚書」にはこのようにある。 描かれていることも指摘している。また、氏が引用している室町期成立 放立の左京図に見出し、加えて八条坊門猪熊の旅所近くに「命婦社」が近藤は、この二つの旧旅所を『九条家本延喜式巻四二』附載鎌倉中期

一、柴守長者跡御旅所

中ノ王子 ヒ沙門(種字1字) 中ノ田前千手新御母下ノ御タヒュハ本社十一面(種子1字) 中ノ御前千手新御母上ノ御旅ニハ 大多羅志女如薫() 十禅師地蔵

如此御座敷

一、稲荷ニテノ様

下本社『二年社十一 大多羅之女如 十禅師

上宮ニハ 新母千手 王子毘沙

一、上宮中宮下宮ノ事如何

この史料から次のように整理することができる。

七 条 油 小 路―大多羅志女・十禅師(下社の旅所)―上旅所〔天正一六八条坊門猪熊―本社・中御前(上社・中社の旅所)―下旅所

に下旅所に合祀〕年(一五八八)頃

の「稲荷大明神旅所由緒記」にはこのように記されている。 所は稲荷祭の時、かつての聖地性が生きている。延宝六年(一六七八)族、現在の旅所に移ったことになる。現在の旅所に移ったのちも、旧旅室町末期には七条油小路旅所は八条坊門猪熊旅所に合祀され、その直

稲荷大明神御旅所由緒書

御座」 侯事。 即座」 侯事。 出屋敷『龍成侯へば、 替地』当御旅所信濃小路』御下行』付、 今至別条無」箇所被」立置, 数百年来神事祭礼勤来侯処』、九十年以前、 油小路御旅所、 え出現之節、梅小路猪熊神宿侯処、 らい地無」之』付、 七条油小路御旅所壱、 組荷大明神御旅所は、弘法大師御在世之時、弘仁十四年四月十三日、日域

旨被¸為¸下、頂戴仕侯。従"往古'于¸今神事勤米り申侯御事。一、毎年神事祭礼^、三月之午"御出、四月卯之日還御被¸成侯。 則毎年御綸

右之通由緒書仕指上、御断申上候。以上

午二月七日 年二月七日

稲荷御旅所神主

生嶋右京

御撿(検)地

御奉行様

う伝承については『雍州府志』にこのように記されている。 ・会話大師在世の弘仁一四年(八二三)梅小路御旅所に神が垂迹したとい があったのである。梅小路の古旅所は八条坊門猪 成されていく史的背景があったのである。梅小路の古旅所は八条坊門猪 成されていく史的背景があったのである。梅小路の古旅所は八条坊門猪 成されていく史的背景があったのである。梅小路の古旅所は八条坊門猪 成されていく史的背景があったのである。梅小路の古旅所は八条坊門猪 成されていく史的背景があったのである。梅小路の古旅所は八条坊門猪 成されていく史的背景があったのである。梅小路の古旅所は八条坊門猪 成されていく史的背景があったのである。 は、一次である。 は、一次である。 は、一次である。 は、一次である。 は、一次である。

神現出、暫寓..芝守長者家、歴..年月.1移..稲荷山、今旅所則芝守之宅地也補荷御旅所在..油小路七条南、弘法大師営..東寺、時、八幡為..土地神、而後稲荷稲荷御旅所在..油小路七条南、弘法大師営..東

(『弘法大師行状記』第八巻)「八條二階の柴守が宅に宿し給ふ」

その註記に「梅小路猪熊下之御旅所是也」とある。(『稲荷五社大明神秘密縁起』)「其後しハらく柴守長者ノ室に寄宿す」

(『稲荷流記』)弘仁一四年四月東寺南門に稲を荷って来臨した異 相

化

路猪熊ノ芝守長者ノ家ノ二階ノ観音堂ニヲハシマス」

人の老翁は空海に厚く饗応されてのち「サテ大明神御還向アリテ、

た神の嫁である、と想像する。
と会い、芝守長者二階の室に宿るという筋であるが、この出典は原本鎌倉中期成立の『高野大師行状図画』第五巻「八條二階観音堂福子天子稲倉は原始巫女の零不りのぞむ」とあり、稲荷流記』にも「率兩女、具二子、」とあるとこ本まのでであり、『子、『孫を荷なりを第二階の芝守長者=荷田太夫は「稲を荷ひ椙を持て、両婦をともなひ、二子をひきゐて、東寺の南門に太夫=稲荷大明神を迎えた八条二階観音堂福子天子稲倉は原始巫女の零あから、稲荷明神を迎えた八条二階観音堂福子天子稲倉に変である、と想像する。

うな下級神人を統御していた。勤之者、笠氏トテ八條坊門住ス正國也、」とあり、芝守長者は笠 氏の よ凱之者、笠氏トテ八條坊門住ス正國也、」とあり、芝守長者は笠 氏のよ『亮禅傳授聞書』には「嶋守長者の許へ入御之時、 降雨之間、 御笠役

階の室に宿ったことに因むという。 階の室に宿ったことに因むという。

殿に参籠し、 門猪熊焼亡す。 とあるのも、 『百練抄』嘉禄二年(一二二六)二月一三日条に 「稲荷上中両社旅所 稲荷明神の来臨日が弘仁一四年四月一三日 焼死すと云々」とあり、 是、 稲荷祭還幸の四月初卯か、中卯が反映していると想像する。 大行事則正確主改易せらるるの間、 この御旅所には大行事則正が御旅 (『稲荷大明神流記』など) 則正愁望の余、 下

正慶元年(一三三二)一〇月二六日書写の 『稲荷記』 の冒頭

所神主として参籠していた。

/ 子息薩摩守良峯 / 則任ニ譲与 !ノ小路猪熊ノ御旅所ノ大行事職相伝ノ神主カツタフルトコロノ、芝守長者

荷田氏ト云フ、 でイメージされていたことを意味しており、 (『稲荷記』) という記述は、 トス、其ノ面竜ノ如シ、 とあり、 また、「当山ノ麓ニイホリヲ結テ、 大行事は芝守長者の子孫が相伝したことがわかる。 稲ヲ荷ケル」(『稲荷記』)のである。 顔ノ上ニ光アリテ、 稲荷明神が山の神の象徴として竜頭太の姿 昼ハ田ヲ耕シ、 怪人化した竜頭太は 夜ヲ照ス事、 夜ハ薪ヲコルヲ業 <u>昼</u>ニ 似り」 「姓ヲ

以上の論旨から、 近藤はこのように結論したのである。

縁として稲負うて稲荷信仰に生きてきたもの、 稲荷山の神は竜頭太に象徴され、 稲荷ふ神人の実修者としての柴守長者の裡に集約され、それを本 その山神は稲荷ふ老翁にも投影習合 それが荷田氏なのであ

近藤論文の着想はすばらしいが、旅所と政所の視点より、私なりに落

ち穂拾いをしておこう。

政所があったのである。享保一七(一七三二)年成立の『稲荷谷響記』 にはこのように記されている。 芝守長者宅と二階観音堂福子稲富宅とされる八条坊門猪熊旅所付近に

|階社見ぶ舊記、今、古旅所ト云フハ、

記されている。 伴信友が天保六年 に政所があったという伝承を記している。これは伝承の域を出ないが、 政所或'云、政所'元在'八條坊門猪熊'邊、" 八条坊門猪熊には享保期に至っても二階社と称する小祠があり、 右ハ下中両社ノ旅所ノ古跡也 二八三五 に纏めた『しるしの杉』にはこのように(エン)

付近

略)また宣秀卿に、稲荷二階敷地役云々、と見えたるは、此二階の敷地の事な 八二―福原註)の市町指圖に、梅小路猪熊西に、稲荷二階政所と注せり、 とも稱へりとぞ、其二階屋の事、 祭したりけるか、その二階屋廢れて後、金堂の前にてするものを、なほ二階祭 稲荷の祭に、神輿を南大門より、金堂の前にふり居ゑ奉り、僧ともの出てこと くしき祭儀あり、 但し古しへは二階屋とて、二階に造りたる家にて、秘密の (中略)東寺の古文書の中、永徳二年(一三

の政所はこれで証明されたのである。 寺蔵永徳二年市町指図も実見していると思われ、 向の再現儀礼にほかならないであろう。 たらしい。これは、 江戸時代の稲荷祭の還幸で、 かつての八条坊門猪熊二階社旅所における稲荷の影 東寺に駐輦した際、二階屋で秘儀を行 信友の執筆姿勢からすれば、 さきの 『稲荷谷響記 東

『稲荷記』 には 「梅小路猥熊ノ柴守長者ノ家ノ二階ノ観音堂(第)

室町期の稲荷諸縁起に摂取されていったものと考えられる。

守長者宅に宿るという説話も存在しており、この系統の柴守長者説話が 龜川」も長者と関係がありそうである。 =柴守長者と論じた。 長者説話の出典を『高野大師行状図画』第五巻に求め、本来は稲荷明神 ョハシマス」とあり、同書奥書に「於二階龜川書寫了、」とある「二階 しかし、鎌倉期の『稲荷記』にすでに大明神が柴 近藤は室町期の稲荷縁起の芝守

稲荷祭の上でも、 『東寺執行職阿刀氏系図』に「執行職四代阿刀宿禰永勢 聚潔草荷田氏, 」 稲荷社の御旅所=政所で、稲荷明神を迎えたのは、縁起説話の上でも、 芝守長者(を奉ずる一族)であった。 その旅所神主は、

守長者宅に稲荷明神が顕現し、 とある深草に住む荷田氏の子孫であると想像できよう。 稲荷祭では神幸の時は裏門から出、 本社にお旅をする意味を秘めているので 還幸の時は表門から入るのは、(3) 芝

ある。

- 1 『京都市の地名』一九七九年。
- 2 『神道大系神社編九稲荷』一九九一年、 所収。
- 3 よった。 現在の菜の花祭りについては岩井宏賞・日和祐樹『神饌』一九八一年に
- 4 井上頼壽『京都古習誌』一九四三年。
- (5) 『荷田信友日記』には、 恐れ、現在地に移したとある。 旧旅所が往還の道に当たり、 不慮の不浄汚穢を
- (6) 『古代信仰研究』一九六三年。
- 東寺古文書、前掲「稲荷御旅所とその伝承」『古代信仰研究』より引用。

- 8 『史料京都の歴史』第一二巻下京区、 一九八一年、
- 9 同右の解説参照。
- $\widehat{10}$
- $\widehat{11}$ 近藤喜博『古代信仰研究』。
- 前掲「稲荷御旅所とその伝承」二一頁
- $\widehat{12}$ 前掲『神道大系神社編九稲荷』 一九九一年、
- 13 原田敏明「村の祭祀と当番制」『村の祭祀』一九七五年。

許波多神社の事例にはた

地はかつての御旅所であった図17。当社は宇治市内の木幡東中の許波多 呼ばれる神体山より変遷した宇治川東部一帯の神社であった。 ばれ、明治九年まで五ヶ庄東部黄檗の後ろの柳山に鎮座し、古道神山と それぞれ当屋を定めて神事に関与していた。五ヶ庄は八つの集落からな に氏子が参列する場合、参道から北に当たる方を左方、南を右方と称し、 五ヶ庄全域を南北に二分して左方・右方とした宮座組織があった。 (2) 六三)に柳山より現在地に移ったと伝えられている。当社にはかつては、(!) 神社と同じ神社であったが、木幡の許波多神社は応保年間(一一六一~ 宇治市五ヶ庄古川に鎮座する許波多神社は明治以前柳大明神の名でよ 当地には座という名はなく、 次の二組の祭祀組織がある。 現在の社

左方―岡谷・谷・広芝 右方―大和田・岡本・上

畑寺、 新田は宮座に加わらなかった。

長者、 二月の初午と二の午に当屋選定の神選祭を行った。 右方の当屋を右方長者という。 長者は当屋の別名で「氏の当屋」 左方の当屋を左方

って離宮八幡宮の神職になったと伝えられ、その子孫は昭和初年当時京原氏と関係が深いといわれ、木幡の許波多神社では、長者家は宇治に移に他へ移り、以後は旧家の内で選定することになった。世襲長者家は藤祀専門の家が独立して存し世襲であったが、元亀年間(一五七○~七三)「氏の長者」「長者の祀官」ともいった。もとは両組とも長者氏という祭

都紫竹にあったという。

る。 戚といえども近づかない風習である。本祭は以下の行事からなる。 齋し毎月朔日には社参する。 の日には同様南の右方の長者を神前で抽籤する。 貰う。当屋は修祓を受けて後、 風折烏帽子を被り、浄衣を着して社前に候し、神職の祝詞があって拝礼 し帰宅する。 ののち、 初午には左方当屋候補者三名が社司に連れられて社前に至り、 此の日当屋の座敷の艮の隅上方に棚を設け小祠を奉祭する。二ノ午 神前で御籤を取る。その結果当屋に当選した候補者は直ちに 当屋は神職に頼んで門口に注連を張り屋内に祓戸を設けて 日々男手で自炊し、 神職を正座に招じ組内を呼んで盛宴を張 火の障のある所へは親 かくて当屋は一年間清 献饌祝

両組共齋戒式が行われる。 一〇月一九日に当屋自宅の庭の隅へ「オダンツキ」という土壇を作り

一〇月晦日宵宮には当屋が乗馬で社参する。

(当屋の長男)は黒袍を着し顔に白粉を塗り土足の儘座敷へ出る。座敷神輿の渡御する道の辻や曲角の両側へ幣を挿す。朝渡式が済むと当人い、両当屋が浄衣姿で数本の御幣を持ち出かける。道々竹法螺を吹かせ、一一月朔日が祭礼で午前三時に朝渡式がある。朝渡式は道清めともい

区域を巡幸して還御になる。 当人の両脇に従う。 入りした一二、三歳の少年二名が酌人で、その先順二名が馬曳といって 参する。 へ千鳥に株家の戸主が素襖姿草履穿で控え、 は畳をめくり、 (宮本) (騎馬)株の人々が従い社で休憩する。両組が合い御幣を先 頭 五〇名は青竹を杖につき、 の神輿、 御幣には馬を描いた額を付け、 三方へ筵を敷く。 南の神輿、 「出たちの式」といって酒を回し、 次に両当人の順で渡御する。 親戚は裃姿で従う。御旅所で献饌し氏子 当人は奥正面の床几へ腰 これを先頭に猿田彦の面、 筵の上に胡床を組む。 早昼を食べて社 素襖の株の人 かける。 に 北組 当人 仲間 左右

きいといわれた。 当屋は祭以外にも度々宴会がある。娘一人を片づけるよりも入費が大

以上は明治以前の様子で、当時にも神職はあったが、常に神社に奉仕以上は明治以前の様子で、当時にも神職はあったが、常に神社に奉仕したのである。するのは当屋であって両当屋は氏子を率いて直接社に奉仕したのである。計算で論じた字治離宮祭の『勘中記』弘安元年(一二七八)に「北殿御幣、道郷を受の当とある記載と関わってくる。五ヶ庄はながく摂関家領で藤原忠実の宇治とある記載と関わってくる。五ヶ庄はながく摂関家領で藤原忠実の宇治とある記載と関わってくる。五ヶ庄はながく摂関家領で藤原忠実の宇治とある記載と関わってくる。五ヶ庄はなが、藤原氏と関係が深いといい、宇治離宮祭の『勘中記』弘安元年(一二七八)に「北殿御幣、道郷を出るのである。

氏との抗争は、五ヶ庄に対する近衛家の支配を急速に崩壊させた。農民以降、明応二年(一四九三)山城国一揆解体後の細川氏と伊勢・畠山

であったことを物語っているのではなかろうか。

安堵されるという近世開幕の直前であり、長者がすぐれて中世的な存在承(元亀年間)は、 五ヶ庄が天正三年(一五七五)、 織田信長によって世襲長者家は戦国の動乱の中で当地を去ったと伝えられている。その伝世線長者家は戦国の動乱の中で当地を去ったと伝えられている。その伝の緩怠や濫吹は近衛家に当地直接支配を諦めさせ明応六年土豪に代官職の緩怠や濫吹は近衛家に当地直接支配を諦めさせ明応六年土豪に代官職

ź

- 『京都府の地名』一九八一年。
- (2) 五ヶ庄の宮座の記述は井上頼壽『京都古習誌』、一九四三年によった。
- (3) 『京都府の地名』。
- (4) 同右。
- (6) 同右。

向日神社の事例

であった。この向日神社の宮座については、六人部克己と井上頼壽の報物集女・寺戸・土河(現在の森本)・鶏冠井・上野(上植野)と今里物集女・寺戸・土河(現在の森本)・鶏冠井・上野(上植野)と今里んでおり、この人々は惣を代表する年寄・乙名であることがわかる。こんでおり、この人々は惣を代表する年寄・乙名であることがわかる。こんでおり、この人々は惣を代表する年寄・乙名であることがわかる。この七ヶ村は異なる荘園に属しており、向日神社は七ヶ村の惣連合の象徴の七ヶ村は異なる荘園に属しており、向日神社は七ヶ村の忠連合の象徴の七ヶ村は異なる荘園に属しており、向日神社の中世の信仰圏を示す史京都府向日市向日町北山に鎮座する向日神社の中世の信仰圏を示す史京都府向日市向日町北山に鎮座する向日神社の中世の信仰圏を示す史

告が詳しい。

名であり、井上頼壽は神役座についてこのように報告している。(3)同社の神役座が八組あり、その一つに大政所座がある。これは宮座の座上植野には向日神社の祭である「おいで」の御旅所があり、そこには

―大政所座……御祭に裃を着用して従う。

人の説に余側座と書き人数が多くて側に餘る駕輿丁の座だとも-天之河座……神輿の上に掛ける『あまかわ』を取扱うので此の名がある。老

- 真 座……天川座の分座と云はれてゐる。

云ふ。

法華宗である。『天降座』と書き祭神の天降説をなす人もある。―西剣振座) 華座』又は『天寶林座』『轉法輪座』とも称してゐる。座人は皆―東剣振座) 振鉾を扱ったので此の名が有ると云はれてゐる。此の両座を『法

-東西駕輿丁座。鶏冠座。

献燈し、一老が来て拝んだ。 と云ひ、一老より五老迄がある。向日社の祭礼には祭礼の一週間前から『オダンッキ』とて芝で土壇を築き幣を立てた。毎晩と叫んだと云ふ。『馬番座』の神事係に当った座を『頭家』と云ふ。頭家の庭と叫んだと云ふ。『馬番座』の神事係に当った座を『頭家』と云ふ。頭家の庭と叫んだと云ふ。『馬番座』の神事係に当った座を『頭家』と云ふ。頭家の庭と叫んだと云ふ。『馬番座』の神事係に当った座を『頭家』とも云ひ還幸の際其各座の年長五名を『五人衆』と云ひ、一老より五老迄がある。向日社の祭礼に各座の年長五名を『五人衆』と云ひ、一老より五老迄がある。向日社の祭礼に

が特別な座であったことを暗示している。 所座が馬番に当たった時、「精進頭」と叫んだという伝承は、 大政所座大政所座は最初に記され、裃着用を許された座であり、鶏冠座と大政

座の戸数がある程度反映しているものとみることができる。 把、鶏冠井座五○把、加輿丁座五○把と三五把、新座五○把とあり、各されており、天川座五○把、転法輪座三五把、大政所座三○ないし三五(以後「雑記」と略す)に は、四月の出御祭における葵桂の配付数が記室暦一二年(一七六二)二月六人部節克による『向日神社年中雑記』

があり、上植野大政所座はかつては全てに関わっていた。向日神社の宮座は年党座(年頭座)、索餠座(作麩座)、神役座の三つ

持分を支配している。(6) 繁期はなし)である。 川村・一〇月石見村・一一月井之内村・一二月上植野村(五・八月の農 寺戸村・六月鶏冠井村(上植野にあり)・七月物集女村・九月白井、 各座の順番は正月上植野村(馬番座)・二月今里村・三月上里村・四 あったが、鶏冠井村のみは法華宗が流行した結果、上植野で鶏冠井村の 下を統一した日が辰の六日であったという記録による。索餅座は各村に「を統一した日が辰の六日であったという記録による。索餅座は各村に する行事である。 和一八年現在なし)、富阪 索餅は、 毎月六日に物集女、鶏冠井、寺戸、上植野、森本、今里 祭日が六日であるのは祭神の一方である神武天皇が天 六人部正昭の『向日神社月次神事次第』によると、 (同前) などの各座が順番で向日神社に献饌 韶 土 月

や籠子に入れて持ってくる。各村の年寄は所定の座席につく。上植野の〔餠六枚、神酒(一対)、白米一升、鯛二尾、大根一把〕を用意して唐櫃花平、楕円形の餅(舌餅)及び酒を持参する。 別に神前に献ずる 神饌 水頭屋の男が餅を三斗ぐらい搗く。当番の村が雑魚、正月は昆布、野菜、や頭屋の男が餅を三斗ぐらい搗く。当番の村が雑魚、正月は昆布、野菜、

奏し、 職は神棚に神饌を献じ、祝詞を奏上して当日当番の一老が扇子をもって が一老と同様に挨拶をして順次三老三献でおわる。三献終われば神楽を って頭屋のものは神職より順次酒をつぐ。 神前に拝し、神職・神役以下に及びさらに一座のものに挨拶する。 独立の膳があり、 根二切、ごまめ二粒に竹箸を付けて前に置く。 のなどが各村の年寄の前に膳を置く。 馬番の座が正中に座し、 主・役人・神宮寺・大工・郷年寄も拝殿に列座し、一同揃えば頭屋のも 番高く、以下順を追うごとく作られている。 一同退席する。 前と同じものを供える。その膳の高さは神職のものが 他は献饌の月々の順序により席次とみなし、 神酒三献をまわし、花平五枚、 各村の座に一献終われば二老 全ての膳立てが整うと神 神職・神役・神楽役には 大 神

任の年限は不定で適当な年齢の後任者があるまで行く。 って一杯宛三献を回す。給仕役は座衆の内最年長者が着袴で勤める。給 社から帰ると盃の儀がある。親椀、汁椀、三つ目といって黒の塗椀があ の座で世襲である鶏冠座は、上植野を代表して毎年餅を搗き座を勤め、 の座で世襲である鶏冠座は、上植野を代表して毎年餅を搗き座を勤め、 上植野の馬番座は正月に献供し、毎月正面正中の最上席に座すなど、

町四条上ル東側中程の恵日須神社に参拝していた。この当時、神役頭人拝殿に列座し、神酒を頂戴してから退下する。貞享年間までは、京都室高一升・肴酒一升、肴、および神楽料として百文、あるいは二百文献じ、「雑記」によると三月二五日には上植野村年党(年頭)の頭渡しがあ「雑記」によると三月二五日には上植野村年党(年頭)の頭渡しがあ

礼まで別斎して杓の柄に藻を付けて毎日垢離をとっていた。二五日より は摂津西宮恵比寿社へ参詣し、 二八日まで上植野・鶏冠井などの年党(年頭)の頭人は境内で榊を刈っ 勧請の壇を築く。 彼地の海底の藻草を取り帰り、 今日の祭

出

うに説明している。 (¹º) 四月一日は年頭という行事であり、 井上頼壽は年頭講についてこのよ

捧ク。 室町頃から有ると云ふ。 乙訓郡方面に『ねんど』と云ふ講がある。 がある。 神主宰之生土子村々年黨ヲ勤ムル連中ヲ座ト云。』 『年黨。 四月一日早朝七郷年黨頭人潔斎シテ社參酒肴饗ヲ 『向日現祭村里濫觴古事』 の内に次の記事 年々に頭をする講の意で

植野(鶏冠井座・新座・天川座)と馬場村は酒を九内役(社役) 裃をつけ座中ともに来年頭家へ送る。 献上する。 上植野村八座、 神酒を添えて神主家へ納める。 雑記」によると四月一日を惣氏子村より年党日と称し、寺戸村七座、 夕方党渡しの神事がある。この祓いを神印として榊につけ、当人は 上植野(大間所座・転振座・荷輿丁座)の三座以上五座は御供米・ 上植野八座へは祓八包を添えて遣わす。この祓いを榊につけ 井ノ内村二座、馬場村一座より饗・御供米・御酒・肴を 一日朝の献供は三種一二度で、上 へ遣わ

る。 正一位向日大明神宮御神祭式礼次第」及び「雑記」によってこの祭を記 月辰日の祭を「おいで」といい、 六人部正昭の「向日神社祭礼神事次第」、 祭礼の三日前の丑日に神輿は上植野村の御旅所へ向け出御する。 江戸時代の史料では出御と記され 六人部正清の「山城乙訓

> 市女、 神面、 の鉾、 三〇程入れる。 が、この内鶏冠井座・新座・天川座は葵数五○程入れ、その他の五座は が奉幣の後、上植野村の御旅所へ着く。 て迎え火をする習わしであった。さらに神輿は芝の祓所にて同村年寄役 の両宮座の者それぞれ二、三人のものが甲冑に身をかため松明をかかげ 里村頭人の稚児、浄衣衣冠姿の向日神社神主がやはり乗馬で神幸する。 御の朝、 向日神社を出た神輿は古来は鶏冠井村の祓所にて、 白井村年寄りの持つ獅子頭、上植野荷輿丁中のもつ王の鼻という 白張の装束で乗馬した上植野村の頭人、烏帽子狩衣で乗馬した今 上植野・井ノ内・今里の各村が交代で出す二組の神輿、 桂をもって葵を巻き、これを二二抱作る。上植野へ八抱渡す 神輿の前後の行列には宮内・府生ら社役人の捧げる二本 旅所駐輦の間の賽銭について、 同村の北条・南条 舞衣姿の

御旅所ノ間、本社ノ参銭、岩見村宵宮奉幣使ノ神役勤侯者ニ遣ス、 テ、旅所ノ参物百文、神主家へ納例也、 リ遣ス故ニ、奉幣使役、袮宜役へハ参内ニテ遣スナリ、依之袮宜役運上トシ 神事故、 旅所ハ植野村祢宜ニ当ル者ニ遺ス、惣而当社之神事、往古ハ地頭領主直動之 各々其余習ニテ、神役下行米地頭ヨリ出ス、下行無之分ハ神主家ヨ 旅ノ間

「雑記」にはこのように記されてい

こで、 寺戸村七座のものがそれぞれに幣を立てて桟敷を設けて待機する。 村 幸当日午後四時頃神輿は御旅所を出立、 いの日の夜より、 々の頭人が馬を立て控え居る。 植野村袮宜の特権的な役割を看取できよう。 上植野の鶏冠井座のものの神供をうけ、 祭礼当日の辰の日の朝まで様々の神事が行われる。 神輿は寺戸村へ御幸し、 鶏冠井村森の宮に御幸する。 嶋坂に向かう。 御旅所では宵宮にあたる 同村列見では 嶋坂では 還 ح

礼は終わり神輿は向日神社に還御する。場で祝詞が読まれ、酒盃が回り、白井村の獅子舞があり、幣を捧げて祭

日本のであった。コード・ウス(2) 一石を頂く習慣であったが、維新よりこの習慣は止んだ。 加わるのはいずれも宮座の座衆である。さまざまの装束で馬上にあるの加わるのはいずれも宮座の座衆である。さまざまの装束で馬上にあるの加わるのはいずれも宮座の座衆である。さまざまの装束で馬上にあるの加わるのはいずれも宮座の座衆である。さまざまの装束で馬上にあるの加わるのはいずれも宮座の座衆である。さまざまの装束で馬上にあるの加わる頂く習慣であったが、維新よりこの習慣は止んだ。

現在の「おいで」を、中山修一の報告を中心に記す。(⑵)

第冠井区の御出座の頭屋はまずお出での日(第一木曜日)の四日前に 無冠井の「しば」という地に芝を積み、榊の枝に四手をつけたものを三 をいう地はもとは雑木の繁った藪地であったが、明治の初年に小祠を建 での日まで毎日頭屋が「しば」の地を祭り、毎夜灯明を献する。「しば」 本立てる。その前方に洗米と塩とを土器に入れて供えて参拝する。お出 鶏冠井区の御出座の頭屋はまずお出での日(第一木曜日)の四日前に

を取りつけたものである。 杉 というが、 なると、 に中老の人が二人ずつ見習いとして杖をついて控える。鳳輦がお出でに 草履をはき、 お出での日には鶏冠井の南北両宮座の年寄が揃いの着物に裃を着け、 南北の座が一年交替で「幣」を振る。「幣」とは一丈の竹に小 末席の人(羽織・袴)がその幣を持ち、 帖 向日神社の一の鳥居の前に立つ。 (四八枚)の四手を付け、 宮座の首席を「お頭はん」、末席を「しりこ」 洗米三升三合(のち五合)の包 その時、 向日神社から東へ下 宮座の年寄の次

> ある。 かり) 植野の鶏冠座の人が年々順番にもらうことになっている。(ユヨ) 鶏冠井座が竹幣を受け取り、鳳輦に付添い同地の御旅所に奉迎するので まり、 れが済むと初めて神輿(鳳輦)が発することになっている。 の先に紙と米袋とを付けたものを振るが、これを「神移し」といい、こ 座隔年の交替制である。神饌は鯛・堅塩・わかめ・大根・洗米 の振立てを行うと、 る馬場の一の鳥居の前で鳳輦に向かって振る。 井上頼壽によると、神幸の時石鳥居の所で鶏冠井の座の人が青竹 など、献饌後は鶏冠井の宮座の役は終わり、引き続いて上植野の 神主が祝詞をあげる。献饌は鶏冠井の宮座が行う。これも南北宮 初めて鳳輦は動き出す。次に鳳輦は「しば」にとど 右回り二度、 その竹は上 左回 (三升ば [り二度

、100km には、10km にはできない。 現在はトラックで移動する。この日、鳳輦は上植野の御旅所から今里の現在はトラックで移動する。この日、鳳輦は上植野の御旅所から今里の現在はトラックで移動する。

現在の還幸順路を六人部是継氏に聞いたところ、図18の順で渡御する赤根の天神に至り、神社に還幸する。

とのことであり、

中川報告につけ加えておく。

取り計らおうとした。惣助は「金銭の威光」によって神事下行主になろ利銭二○貫文を振舞料や神役入用として神事当番の座へ割りあてるようは尾張の出身で当地に来住して絞油業を営み成功したが、村入りは許さは尾張の出身で当地に来住して絞油業を営み成功したが、村入りは許さいらものが現れて宮座の変質をはかろうとしている。惣助の祖父七兵衛いりもちで勤めていたが、延享年間(一七四四~四七)に油屋惣助と座回りもちで勤めていたが、延享年間(一七四四~四七)に油屋惣助とを回りもちで勤めていたが、延享年間(一七四四~四七)に油屋惣助とを回ります。

笑ヿ也」と記している。

天下ノ法則ナルコ(コト―福原註)ヲ不知土民、我カ侭ヲ云コアリ、可村方の他国者に対する規制は強かった。そこで惣助は当時財政が苦しかった大政所座へ田地一カ所を寄進して座の一員に加わり、後に惣神役の1」なるものを作成し、大政所座の者も折々、自らの座には式目がある1」なるものを作成し、大政所座の者も折々、自らの座には式目があることを高言するようになった。これに対し、神主六人部氏は「式目トハことを高言するようになった。これに対し、神主六人部氏は「式目トハことを高言するようになった。これに対し、神主六人部氏は「大政所式」と、ちとしたが、「他国者非衆ト云テ賤シメ、年党座へ入ルコトヲ不許」と、

はないか。 には劣るとはいえ、劣るからこそ、世が世ならという由緒があったのでには劣るとはいえ、劣るからこそ、世が世ならという由緒があったので、式目とは中世の成文法であり、「大政所式目」 制作の背景には経済的

政所座の近世的な変容の一つとして本事例を位置づけることができよう。大政所座の経済的没落と前代の由緒への執着という、御旅所にある大

註

- (1)『向日市史』上巻、一九八三年。
- (3)『京都の古習誌』一九四三年。
- 市史』史料編所収、一九八八年には付箋が収録されていない。(4)『日本祭礼行事集成』第二巻、一九六九年所収の同史料付箋。尚、『向日
- (5) 六人部前掲「庄園の影響を受けたる向神社の宮座」。
- (6) 同右。
- (7) 前掲『向日市史』史料編所収

- によった。(8) この記述は「雑記」と六人部前掲「庄園の影響を受けたる向神社の宮座
- (9) 井上前掲『京都古習誌』。
- (10) 同右。

 $\widehat{\mathfrak{u}}$

12

- 六人部前掲「庄園の影響を受けたる向神社の宮座」。
- 「向日神社の祭礼と宮座」『向日市史』下巻、一九八五年。
- (13) 井上前掲『京都古習誌』。
- (14)「雑記」一二月朔日条。

長者と祭政

を繋ぐ長者研究の前提としてこのように提言している。 にとはなかった。民俗学では長者譚・長者伝説研究は盛んであり、そのことはなかった。民俗学では長者譚・長者伝説研究は盛んであり、そのことはなかった。民俗学では長者譚・長者伝説研究は盛んであり、そので来の長者研究では残念ながら、歴史学と民俗学が共通の土俵に上る

考えられるからである。

大の関係はひとえに民俗的歴史の世界の中で論じられるべきものとらべき世界を確立させることも必要ではないかと考える。伝説と歴らべき世界を確立させることも必要ではないかと考える。伝説と歴史学は長者譚を歴史研究の対象とすることに否定的であるが、こ

斎藤純が「『民俗的歴史世界』という言葉の指すものが今一つ判然としてナール派流の「新しい歴史学」を意識した素晴らしい提言であるが、

論に直截的に結びつけてしまう問題を孕むのである。 ない」と指摘している通り、 宮田の実際の論の運びは近世史料から王権

神輿が渡御するという。 が日吉神社祭礼で大飯献進の行列の先頭に、正装姿で立ち、神饌である かつぎ出される。石原家より七度半の使いがでてはじめて社殿が開かれ 救ったという伝説がある。石原家は記録上「郡主」「神主」ともされて 叉ヶ池の水神に嫁入りさせたことによって長者の支配する領域の危機を る。 大飯を用意する。 行列を作って神社本殿に神饌を献納した直後に神霊を移した神輿が 美濃夜叉ケ池の石原家の先祖安八長者が大旱魃の際、自分の娘を夜 乞いのために生け贄を差し出す家が長者の家筋であるとの伝承があ 実際神戸の日吉神社の鍵元となっている。 | 宮田があげる長者はこのような事例である。 石原家は日吉の神が勧請されて以来当社の神輿に供奉 現在でも石原家の当主

ことによって、 いた中世以前の社会に求めねばならず、その長者の祭祀儀礼を研究する 王としての長者像を歴史の中に求めるなら、祭政が不可分に結びついて ているにすぎない、としている。宮田が意図しているような、地域の小(4) 支配体制においては聖なる家筋の石原家の権能も藩主の持つ公権力にコ の小王のもつ日読みの能力を想定している。 ントロー 宮田は 宮田は雨乞の力を発揮するこのような長者譚のモチーフの背後に地域 ルされており、石原家は単なる儀礼執行者として位置づけられ 「歴史学は長者譚を歴史研究の対象とすることに否定的」とい 民俗と歴史を繋ぐ長者研究が始まるのではなかろうか。 しかし、宮田自身、近世の

> う が、5 柳田国男は「山莊太夫考」において、本来山莊太夫は散所太夫である 物語の伝播者の名が主人公の名と誤解されたと論じた。(6) 歴史学が積み上げてきた長者譚研究を無視することはできない。

が、

られるのが常であった。 あったから、民衆たちの素朴な解放への夢は長者の没落という形で物語 隷属下の民衆を苛酷に駆使し、特権にまもられて現実に富裕な長者とな 支配する宰領であった。散所の長者の多くは、領主権力を背景として、 るものが多かった。散所民からすると長者こそ、身近な権力の体現者で 由良という港湾で、荷役の運搬などに奴隷的隷属民を使役し、 に論じた。「さんせら太夫」自身が散所太夫として散所の長者であり、 これに対し、 林屋辰三郎は 「『山椒大夫』の原像」においてこのよう

あるが、 *ስ* • 現実に支えている在地土豪が明確でないので、 長者が御嶽の祭祀と関わりがあった可能性も暗示させる。 の深い御嶽神社の祭祀に際しての在家の義務や貢納の関係をも推測させ られた百姓小屋の聚落であったことを推測させる。それは、 が満徳・満地長者の本拠地、 随している。 横手盆地の「満徳・満地長者」譚には「四十八小屋」の創始の物語が付 いて以下のように論じている。 ら逆照射しようという試みでもあった。 石母田正は「辺境の長者―秋田横手盆地の歴史地理的一考察―」に(8) 石母田の洞察は歴史的実像としての長者を「譚のなかの長者 満徳長者の「四十八小屋」の開墾伝説は、「四十八小屋」 開墾地であり、 菅江真澄が『雪の出羽路』に書き留め かつ長者によって定着させ 史料的な実証は不可能で 土地と関係

たのである。

畿内在地領主制の特質を明らかにすることを目的として長者職を解明した。 で、畿内の開発領主=西国御家人(侍身分)としての側面に光をあて、 とって、生の中世史料から郷鎮守社の祭祀権を把握する長者像が明らか にされたのである。河音論文は、日本中世の在地領主制の一タイプとし にされたのである。河音論文は、日本中世の在地領主制の一タイプとし にされたのである。河音論文は、日本中世の在地領主を表者像が明らか は、日本中世のを検討するものではなかった。 なり、としての側面に光をあて、 なり、としての側面に光をあて、 は、日本中世のを検討するものではなかった。 なり、としての側面に光をあて、 は、日本中世のを検討するものではなかった。 なり、としての側面に光をあて、 は、日本中世のを検討するものではなかった。 なり、としての側面に光をあて、 は、日本中世のを検討するものではなかった。 なり、としての側面に光をあて、 は、日本中世のを検討するものではなかった。 なり、としての側面に光をあて、 は、日本中世のを検討するものではなかった。 なり、日本中世のを検討するものではなかった。 なり、日本中世のを検討するものではなかった。

河音論文の要旨は以下のごとくである。「長者」は一般農村における「河音論文の要旨は以下のごとくである。「長者」は一般農村における「郷ノ長者」という用語を歴史的前提にして形成された。「大(19)の代表者=長といった意味に使われる。河音が対象とする庄郷長者職はの代表者=長といった意味に使われる。河音が対象とする庄郷長者職はの代表者=長といった意味に使われる。「長者」は一般農村におけるにう用語を歴史的前提にして形成された。

であった。

という所領形態がある。して表現され、しかもその庄郷長者職が下司職・郷司職に不可欠であるして表現され、しかもその庄郷長者職が下司職・郷司職に不可欠である、畿内の開発領主に特有のものとして、庄郷鎮守神主職が庄郷長者職と

鎮守=和田庄牛頭天王社)とその摂社の神主職を意味しており、 田盛助処分状」 開発領主である下司である。 と「和田庄長者職」がセットになっており、 和泉和田氏は金剛寺領和泉国和田庄を にある 「放上宮社々惣長者職」 所領の基本的構成要素は和田庄「下司職」 「根本私領」 寬正二年 は、 「放上宮」 li (一四六一) 「本領」とする (和田庄 和田庄 「和

司庄官家」

族のものが別当僧に配置されていた可能性が高く、そうだとすれば「下

池辺氏は一族でもって庄惣長者職と庄鎮守社の神宮寺別当職

長者職と和田庄鎮守神主職とは互いに表裏一体の関係をなす所職であっ

た。

セットになって表現されている。真上氏も真上庄長者職と上宮天満宮神領」の中核が「庄地頭職」(=下司職)と「庄長者職并神主職」がワン摂津国真上庄地頭真上氏は南北朝期の史料にその「根本私領」=「本

主職を兼帯していたのである。

三善貞行」であった。河内国錦部郡百済郷々司三善氏は「神主兼惣長者」平一八年(一三六三)の同社社殿造営の責任者は「神主兼惣長者讃岐守水郡宮(爾吾里宮天王)は錦部郡北端地域百済郷全体の鎮守であり、正中世末成立の「河内国錦部郡水郡宮之次第」によると、河内国錦部郡

職がセットをなして記されている。 神宮寺(大字下宮)の別当=供僧と考えると、下司=惣長者池辺氏の一 阿闍梨を男宇止社二社の別当寺 鎮守の宮座の長老の二人によって制定された可能性。 神社)の宮座の最長老を指し、この掟が横山庄下司=惣長者池辺氏と庄 は横山庄鎮守男宇止社(現大字仏並の男乃宇刀神社と現大字下宮の八坂 義」とあり、河音はこれについて次の二つの可能性を考えている。 九日付の「『修善講式』取り扱い掟」に、 和泉国施福寺領横山庄下司池辺氏の場合も文明七年(一四七五) (本地堂) 加えて同史料には「一和尚阿闍梨長 常願寺(大字仏並)・白鳳 横山庄下司職と横山庄惣長者 もう一つは一 九月 和

杭氏は祭祀権まで掌握していたことを想像させる。

河音は以上の事例をあげた上で、畿内領主制の特色をこのように指摘

畿内の国衙機構は公家=諸権門の共同行政機関としての性格が強

ことになる を占めていたことになり、事実上庄長者職と庄鎮守神主職を占めていた

いので、

本私領」=「本領」を表現しえず、領域内百姓に対する支配権は郷鎮守

国衙によって保証された郷司職はそれ単独では在地領主の「根

ケ郷々務」は、 萬寺鎮座)の神主職と表裏一体をなすものであり、「以南惣長者職并四 執当職を領する点で下司・郷司級の開発領主より一段と所領規模が大き 河内水走氏の場合は河内国一宮平岡社社務職及び大江御厨山本河俣両 「四箇郷長者職」は四ヶ郷=平岡南郷全体の鎮守梶無神社(大字六 横小路・六萬寺・四條・河内の郷司職であった。

庄惣長者職・信太職惣長者職を領掌していた、と想定できる。 鎮守社聖神社神主職を一族でもって占めていた事例も、 総社天王之神社を世襲している事例や和泉国信太郷々司信太氏が信太郷 摂津国法華堂領呉庭庄下司=豊島郡呉庭開発領主である坂上氏が呉庭 同時に各々呉庭

史料には上・下宮=溝杭神社がみえる)などの諸権利を持つ在地開発領 の沙汰人、溝杭村内妙法寺別当職、新堂之井司職、 拠とした摂津源氏の在地武士溝杭氏の事例をも検討している。嘉吉元年 「上宮」(明治四二年まで存在した)、「下宮」(現溝杭神社)があり、 名田畑一二町五反歩を所有し、地域の行政・検断・用水管理・祭祀 (一四四一) 一二月日付の「溝杭信幸譲状」では、同氏が溝杭村内国衙 河音は、 「中世前期北摂武士団の動向」において、 摂津溝杭の地を本(タイ) 先の譲状には溝杭村に散在する溝杭氏の領田畑の な 西面村追捕使のほか カュ 同 溝 K

> 説に語り込められていったのである。 指摘しているように、その没落の過程が民衆の無常観を喚起して長者伝(タ) るのは、荘園領主としての大寺社膝下の散所の長者なのである。 こと炭焼き小五郎(炭焼き長者)と宇佐八幡宮の関係などに見え隠れす の西京散所にいた北野長者なども視野にいれる必要がある。 崎の長者も散所の長者より始まった可能性は十分考えられるし、 に位置する形態の散所における長者にも関心を払わねばならない。 求める宮田の試みが、歴史と民俗を繋ぐ可能性をもつのである。(5) それを踏まえた上で、伝説の長者像に宮座の特権的司祭者のイメージを 祭祀儀礼の研究(祭政の研究)をすすめることが必要であるからである。 研究を考える場合、畿内における長者の司祭的側面を接点とし、 の祭祀権を把握することによってはじめて実現されたのである。 御伽草子『文正草子』の分太長者と鹿島神宮、万の長者(真野長者)(エワ) さらに、長者譚の歴史像を探る試みは、上記のほかに荘園領主の直下 以上、 河音の研究を長々と紹介してきたのも、民俗学と歴史学の長者 支配と 林屋が

註

- 1 編』一九八九年 「伝説と歴史―長者の社会的機能をめぐって」『日本伝説大系別巻一研究
- 2 「伝説研究の動向」『日本民俗学』一九〇号、 一九九二年
- 3 前掲「伝説と歴史―長者の社会的機能をめぐって」で高谷重夫『雨の神』

一九八四年を引用している。

- (4) 前掲「伝説と歴史―長者の社会的機能をめぐって」。
- (5) 同右。
- (6)『郷土研究』一九一五年四月号
- (7)『文学』二二一二、一九五四年二月号。
- (8)『歴史評論』九二・九五・九六号、一九五八年一・四・五月号。
- と農村』一九八四年に収録。(9)『人文研究』二九─四、 一九七七年一○月号。 後『中世封建社会の首都
- 10)『今昔物語集』巻二六―第八、巻三一―第一三。
- 録。(11) 現錦織神社の南北朝期から室町期にかけて行われた社殿造営・遷宮の記(11) 現錦織神社の南北朝期から室町期にかけて行われた社殿造営・遷宮の記
- (12) 建長四年六月三日藤原康高譲状案(水走文書、『鎌倉遺文』七七四六号)。

建長四年六月三日藤原康高譲状案(水走文書、『鎌倉遺文』七四四五号)。

- (11)『中世封建社会の首都と農村』一九八四年。
-) 前掲「伝説と歴史―長者の社会的機能をめぐって」。
- 2) 例えば『看聞御記』永享八年一〇月二二日条。
- 九八〇年。(17) 大島建彦「文太長者の伝説とその基盤」『國語と國文学』五七―五、一
- (18) 柳田国男「炭焼き小五郎が事」『定本柳田國男集』第一巻。
- 19) 前掲「『山椒大夫』の原像」。

おわりに

あり、そこには御旅所神主、長者や長者に仮託する人々が宮座的祭祀集称する事例を検討した。大政所や政所は、在地において神を祀る拠点で以上、京都及びその周辺において、神幸祭の御旅所を大政所、政所と

団の長として神を迎え祀っていた。最後に筆者の結論を項目毎にまとめ

ていくことにする。

大政所・政所について

本稿で検討した事例は多様であり、祇園大政所のように常時大政所で本稿で検討した事例は多様であり、祇園大政所のように常時大政所である。大政所、政所は、奈礼時の臨時会所的な事例もあった。確証はないが日吉の事例などはそのように思われるのである。また、大山崎天神八が日吉の事例などはそのように思われるのである。また、大山崎天神八が日吉の事例などはそのように思われるのである。また、大山崎天神八が日吉の事例などはそのように思われるのである。また、大山崎天神八が日吉の事例などはそのように思われるのである。また、大山崎天神八が日吉の事例などはそのように思われるのである。また、大山崎天神八が日吉の事例などはそのように思われるのである。また、大山崎天神八が日吉の事例などはそのように思われるのである。また、大山崎天神八が日吉の事例などはそのように思われるのである。また、大山崎天神八が日吉の事例などの政所における文書を取り扱う官人名である案主(長者の一員、代表者)の署名がみられ、平安期の津政所一案ある案主(長者の一員、代表者)の署名がみられ、平安期の津政所一条が合意といい。

御旅所について

る必要がある。また、堀一郎が論じたように神の遊幸思想という視点かき旅のおまし所」と表現されるように、貴種流離譚を背景として考察す問題として『源氏物語』の須磨の蟄居、旅所(たびどころ)が「はかな出自と不可分な意味をもち、神顕現の重要なかかわりをもつ。御旅所は神の出自と不可分な意味をもち、神顕現の重要なかかわりをもつ。御旅所は神の神の鎮座縁起において、祭場に鎮まる途上の一時的な逗留所が御旅所

らの研究も不可欠であり、今後の課題としたい。

御旅所神主・長者について

を傾けなければならない。 御旅所神主、長者の性格を考える時、萩原龍夫の「頭」の発生論に耳の

を好都合とした。それが「頭」とよばれるものである。て身分としての神官たるを要件としない。又神事頭役制において、祭の中心にある「神主」は司祭と舗設の機能をもつ。司祭については他人に委ねることはできないが、舗設は祭の規模が大きくなるとは他人に委ねることはできないが、舗設は祭の規模が大きくなるとは他人に委ねることはできないが、舗設は祭の規模が大きくなるととがあって神主」とは本来臨時に某神を祭る主となることをいうことであって神主」とは本来臨時に某神を祭る主となることをいうことであって神主」とは本来臨時に

の神主をも神主職として独占・世襲化し、ある意味で村落の祭政を統べ近畿のある開発長者は、長者職を独占・世襲化することにより、祭祀定された頭人として、在地における祭の中心であったのである。 自覚的に「当」が当たる当屋以前の、「頭」を差す、 差される中世に

主・長者を神主・祀職としてのみ理解することはできないのである。た」と近藤喜博が想像逞しくいうように、中世という時代は 御 旅 所 神して、云は、現人神としての稲荷大明神の姿を現はしてゐる時代があっ稲荷の御旅所神主大行事が、「芝守長者として稲荷ふ神人の実修を 通

ていた。

祭政の世界を基底に長者の命脈が保たれていた中世的祭祀世界を前提と本稿で論じた御旅所神主、長者は、司祭者・舗設者であるとともに、

して理解されなければならないのである。

神幸祭の成立について

ての神影向の地へ毎年繰り返して行く、ということが想像できる。それ原始・古代における祭の発生契機の一つとして、原始・古代人にとっ

が山宮であることもあったであろう。

形態が規定されることは考えられよう。

・大れと定型化・類型化された祭式・形式との問題は別なのである。例えば、田遊びは心意としては稲作の民間信仰に根ざすものであある。例えば、田遊びは心意としては稲作の民間信仰に根ざすものであいる。勿論、芸能と祭を同様に考えることはできず、祭の場合は、祭祀いる。勿論、芸能と祭を同様に考えることはできず、祭の場合は、祭祀いる。勿論、芸能と祭を同様に考えることはできず、祭の場合は、祭祀いる。勿論、芸能と祭を同様に考えることはできず、祭の場合は、祭祀いる。例えば、田遊びは心意との鎮守や寺院の正月行事である修正会の説が、鎌倉時代後期の荘園などの領域に対している。

犬上郡―多賀社、甲賀郡―油日神社などいずれも春祭である。 じた以外にも、賀茂社の「みあれ」「みかげ」、滋賀県野洲郡―御上神社、 間辺の古社の祭において成立していったと考えられる。日吉・大山崎・ 別上を踏まえても、京都府や滋賀県の定型化した春の神幸祭は、京都

原田敏明は、

想像に難くない。

秋祭で、これが大和村落祭祀における秋の神幸祭に影響を与えたことは

これに対して、奈良県大神神社は近世以前は秋祭、

春日も若宮祭礼は

「お旅」とか「お出」というような行事こそ、かえって都会的な変

と論じる。原田がいうように、大社の神幸祭には後世に付加していった(⑸ 祀の秋の神幸祭に、春日などの祭式が享受された過程は権力の問題とと かで、収穫祭としての意味を有していたことは以前論じた。大和村落祭(6) 考えられる。春日若宮祭礼自体が中世武士団による宮座的祭祀組織のな 定型化した祭式は、春日など大和の大社より、芸能とともに伝播したと 落祭祀の要素も複合しているのである。大和村落祭祀の奉幣行事という 要素も非常におおいが、基本的構成要素として、オハケや壇築きなど村 行事などには、農耕儀礼としての村の祭祀の姿をみることができる。 化を遂げたもので、今日も奈良県下の村々で、秋祭に行われる奉幣

荘園鎮守社祭祀として、本所の祭祀形態が伝播することもあったであろ 役制を媒介にして、村落にまで伝播したと考えられる。一方、寺社領の の祭式の形成のなかで形を整え、それが郡鎮守などの地域大社の神事頭 京・滋を中心とした春の神幸祭は、平安より中世初期、 京・滋の古社 もに、その宗教的意味の追求を今後の課題としたい。

化していったのである。 それが土着し、その土地なりの意味が付与されて祭式も変化し、民俗

- 1 『中世都市論』。
- 2 と神社神道』一九八一年。 「古代伝承及び信仰に現れたる遊幸思想」『堀一郎著作集第四巻遊幸思想
- (3)『中世祭祀組織の研究』六九・七○頁′

- (4)『稲荷御旅所とその伝承―稲荷信仰の研究闫―」『國學院雑誌』― 九五八年七月。 Ł
- 「村の祭祀と新嘗祭」二九六頁『村の祭祀』一九七五年

5 6

頭役勤仕史料—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第二六集、一九九〇年。 「『若宮會目録』・『長川流鏑馬日記』の紹介と解題―春日若宮祭礼流鏑馬

題番号〇二七一〇一三六)の成果の一部である。本稿を成すに際し、佐藤真人 いた。末筆ながら、記して感謝する次第である。 氏には日吉山王祭について、坂本博司氏には宇治の事例について御教授いただ 〔付記〕 本文中の頭屋・当屋は、地域の伝承や史料によって書き分けた。 本稿は平成二年度文部省科学研究費補助金(奨励研究A)「郷祭の研究」(課

(国立歴史民俗博物館民俗研究部)



図2 祇園社大政所絵図(京都市 個人蔵)

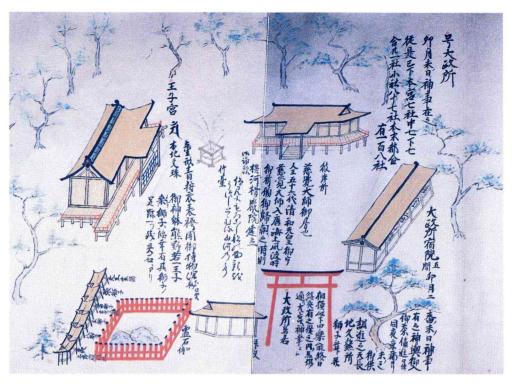


図5 日吉大政所(日吉大社蔵『日吉山王秘密社参次第記』)



図9 日吉神道秘密記(西教寺蔵)

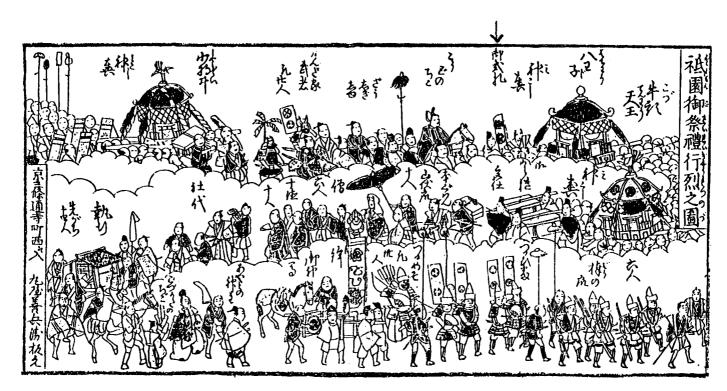
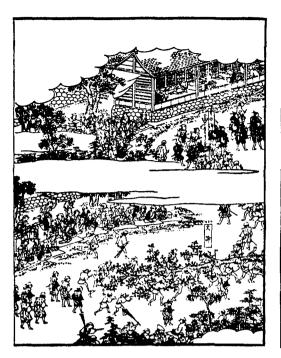


図1 祇園御祭礼行烈之図 (徳田和夫『絵語りと物語り』より転載)



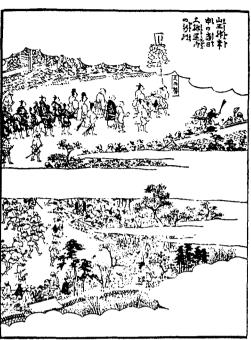
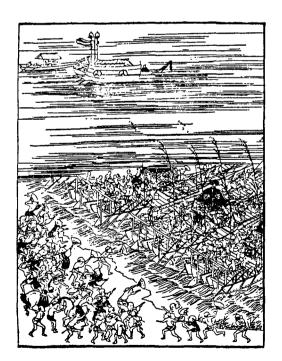


図3 『近江名所図会』巻之二山王神事 申(さる)の当日,太榊還御の行列



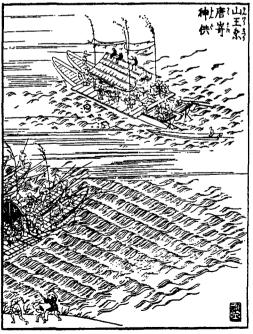


図4 『東海道名所図会』巻之二山王祭 唐崎神供

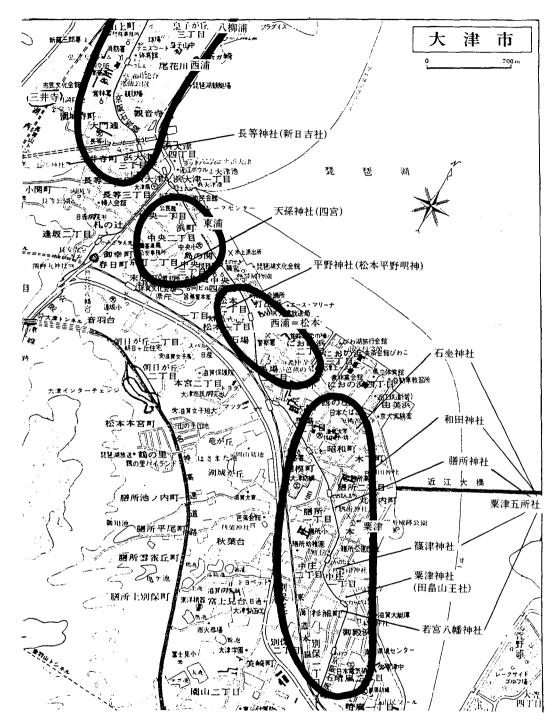


図 6 日吉祭関係地図 [佐藤真人氏「日吉宮縁起と山王祭」(国文学研究資料館 共同研究口頭発表) 資料をベースに福原が作成]

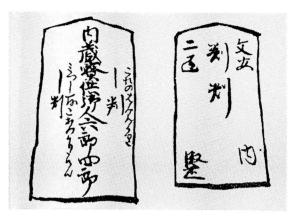


図10 文安二年(1445)『山科家礼記』の炭供御人札



図7 山王祭の長者木札(佐藤真人氏撮影)

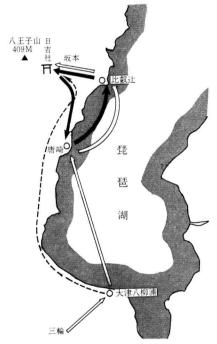




図8 山王祭にお渡りする長者の札(佐藤真人氏撮影)

大宮鎮座のルート
日吉大宮祭礼・唐崎神幸のルート
大楠還却ルート

図11 日吉祭と大宮縁起関係地図 (山本ひろ子氏作成「愛護の若・大宮 縁起関係地図」をもとに福原が作成)



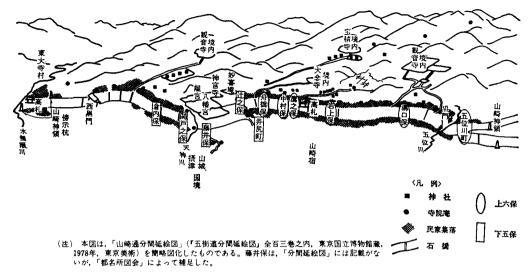


図12 大山崎の上六保・下五保 (脇田晴子『日本中世都市論』より転載)

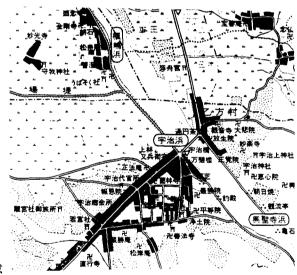


図13 近世の歴史と景観 『宇治市史』三より転載・

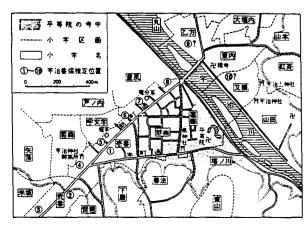


図14 番保の復元『宇治市史』三より転載

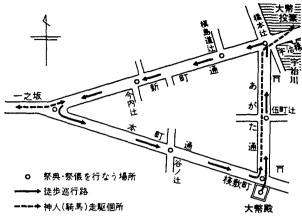


図15 大幣神事の巡行路 『宇治市史』二より転載

大幣神事の巡行路

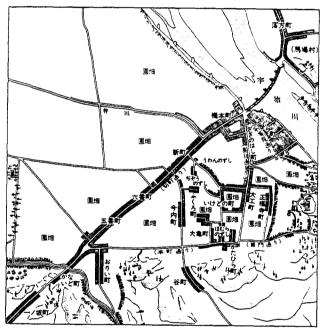


図16 近世初期の字治 『字治市史』三より転載

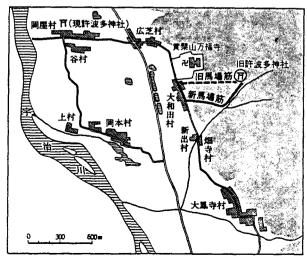


図17 許波多神社と万福寺 『宇治市史』三より転載

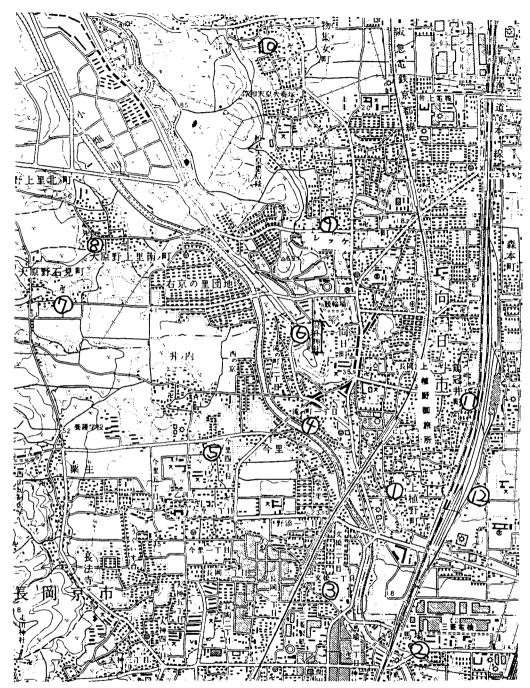


図18 向日神社祭礼関係 (①より⑩の順に還幸)

Chōja, Tabisho, and Mandokoro —Aspects of the Establishment of the Shinkō Festival—

FUKUHARA Toshio

In some festivals of ancient shrines in and around Kyōto, the otabisho (resting place for a portable shrine) for shinkō (divine passage) is called ōmandokoro or mandokoro. The ōmandokoro or mandokoro is the local base for religious worship, where the otabisho priests, the chōja (patriarch), or persons in the guise of the chōja, welcomed the gods and held religious services, as head of a miyaza (organization for religious worship)-type religious service group. The ōmandokoro or mandokoro could mean a permanent location, as seen in the case of the Gion Ōmandokoro, or a temporary meeting place used only at festival time. The name may be derived from the mandokoro meaning an organization that dealt with the general business of influential temples or shrines, however, this cannot be stated absolutely.

In some Engi (legend) regarding the enshrinement of gods, otabisho is described as a temporary place of sojurn for the gods on their way to the site of worship. In these cases, the festival means the reproduction or repetition of the enshrinement of the gods in mutual agreement with the legend (myth). In other cases, the otabisho has a meaning inseparable from the origin of the god, and has an important connection with the manifestation of the god. The otabisho priest or $ch\bar{o}ja$ was the central figure in the local festival as the priest, or as the chief appointed by the head shrine. In the Kinki District, there is an example of $ch\bar{o}ja$ who monopolized the position of priest for religious services and succeeded hereditarily to it in the occupation of priesthood, and monopolized the post of $ch\bar{o}ja$ and succeeded hereditarily to it, thus controlling both religious and secular matters in the village. The otabisho priest and $ch\bar{o}ja$ should be understood, not only as priest and developer, but also in the light of the medieval ritualistic world which maintained the $ch\bar{o}ja$ in being.

In Kyōto and Shiga prefectures, spring shinkō festivals are well established as village ritual. The festivals of the Hiyoshi, Ōyamazaki, Inari, Uji, Matsuo, and Mukō shrines which are dealt with in this paper, are spring festivals held around April. The form of these festivals was established from the Heian Period to the Middle Ages. In addition to those festivals discussed in this paper, there are many other spring festivals held at ancient shrines in Kyōto and Shiga. The shinkō festivals of villages in and around Kyōto and Shiga are considered to have come from the festival procedures of ancient shrines in the capital, transmitted either directly or indirectly. Also, the form of ritual services by the honjo (lord) might have been transmitted as the rites for the guardian god of a manor owned by a temple or a shrine. These ritual services took root locally, and the form of the festival became diversified by the addition of local meaning, and thus changed into folk customs.